責任投資レポート 2024

太陽生命

目次

責任投資方針 P. 4
- ・責任投資の基本的な考え方
- ・ESG投資方針
- ・責任投資推進体制(グループ体制)
- ・2023年度 責任投資取組方針

ESG投融資の推進 P. 9
- ・概要
- ・ESGテーマ投融資
- ・ESGインテグレーション
- ・ネガティブスクリーニング
- ・不動産への取組み

ESG投融資実績 P. 15
- ・ESGテーマ投融資実績
- ・投資表明案件一覧
- ・インパクトの測定

重点取組みテーマ P. 20
- ・気候変動
- ・人的資本・ダイバーシティ
- ・自然資本・生物多様性

スチュワードシップ活動 P. 29
- ・スチュワードシップ活動方針
- ・エンゲージメントの考え方
- ・エンゲージメント実施結果
- ・議決権行使の考え方
- ・議決権行使結果
- ・自己評価

その他 P. 56
- ・協働・イニシアティブへの参画
- ・PRIアセスメント評価
- ・2024年度 責任投資取組方針

責任投資方針 P. 4
・責任投資の基本的な考え方
・ESG投資方針
・責任投資推進体制(グループ体制)
・2023年度 責任投資取組方針

ESG投融資の推進 P. 9
・概要
・ESGテーマ投融資
・ESGインテグレーション
・ネガティブスクリーニング
・不動産への取組み

ESG投融資実績 P. 15
・ESGテーマ投融資実績
・投資表明案件一覧
・インパクトの測定

重点取組みテーマ P. 20
・気候変動
・人的資本・ダイバーシティ
・自然資本・生物多様性

スチュワードシップ活動 P. 29
・スチュワードシップ活動方針
・エンゲージメントの考え方
・エンゲージメント実施結果
・議決権行使の考え方
・議決権行使結果
・自己評価

その他 P. 56
・協働・イニシアティブへの参画
・PRIアセスメント評価
・2024年度 責任投資取組方針

責任投資の基本的な考え方

・当社は、機関投資家として企業の社会的責任をより一層果たしていくためには、これまで以上に投融資活動を通じて社会や環境により良い影響を及ぼし、持続的な社会の実現に貢献していくことが不可欠であると考え、2007年3月に国連が支援する「責任投資原則（PRI）」に、日本の生命保険会社として初めて署名しました。
・責任投資に対する全体的なアプローチとしては、PRIの各原則に対して具体的な対応策を明示し、各種取組みを実行しています。

PRI各原則に対する主な取組み

各原則	主な取組み
原則1	資産運用を行うにあたって、ESGの課題を考慮することを基本姿勢の一つとしており、資産運用の規程にも明記しています。そのうえで、投資分析と意思決定プロセスにESGの課題を組み込んだ資産の運用を推進するため、環境・社会・企業統治の課題を考慮した「ESG投融資基準」を導入しています。
原則2	議決権行使基準に、PRIの考え方を明記しています。これにより、社会性・公共性やお客さま・株主等のステークホルダーの皆さまへの受託者責任を踏まえた議決権行使に加え、よりESGの視点を考慮した議決権行使を実施しています。
原則3	日常的に投資先企業と建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を実施することに努めています。その中で、持続的な社会の実現に貢献する観点からも、太陽生命のESG課題への対応について理解促進を図るとともに、当該企業におけるESGの課題への対応についても確認を行いつつ適正な開示を求めています。
原則4	太陽生命のPRI活動を企業年金に関するディスクロージャー資料に掲載するとともに、必要に応じて、太陽生命の企業年金等の契約先に、決算内容のほか、太陽生命の資産運用方針やPRI活動の状況等について説明を行っています。
原則5	PRI署名機関や関係者との会合に定期的に参加しています。また、投融資の意思決定プロセスにおいてESG問題を考慮する責任の世界の潮流やベストプラクティスを共有するとともに、日本固有の事情も考慮しながら、PRI普及に向けた具体的な推進施策について協議しています。また、国内外の各種イニシアティブに参画し、協働した取組みを行うとともに、当社取組みのレベルアップに努めています。
原則6	PRI署名の経緯をはじめ、PRIへの取組み内容を太陽生命のホームページやディスクロージャー資料等に掲載し、社内外に開示しています。また、e－ラーニング等を実施し、PRIの考え方や世界的な動向等について積極的に学んでいます。

ESG投資方針

・T&D保険グループでは、ESG投融資に対する姿勢を表明する「T&D保険グループESG投資方針」を2021年4月に制定しています。
・太陽生命は、T&D保険グループの中核会社として、上記方針に基づいたESG投融資の取組みを推進することにより、長期安定的な収益の確保と持続可能な社会の実現への貢献の両立を目指します。

Ｔ＆Ｄ保険グループＥＳＧ投資方針

Ｔ＆Ｄ保険グループは、グループ経営理念に基づき、環境、社会、ガバナンス（以下ESG）の課題を考慮した資産運用を行うことで、長期安定的な収益の確保と持続可能な社会の実現に貢献し、社会とともに持続的に成長することを目指します。

1.ESG課題を考慮した投融資の実践

資産運用プロセスにESG課題を組み込み、自社の投融資が持続可能な社会の実現に資する投融資判断を行います。

2.ESG課題に関する投融資先との建設的な対話の実施

ESG課題を踏まえたスチュワードシップ活動を適切に実施し、投融資先企業の企業価値向上と社会的課題の解決に貢献します。

3.ESG投融資の協働と市場の健全な発展の支援

グループ各社とのESG投融資に関する協働や業界団体との情報共有を通じ、ESG投融資の運用プロセス高度化に努めるとともに、ESG投融資市場の健全な発展を支援します。

4.ESG投融資の取組みに関する情報開示の充実

ESG投融資の実施状況等について適切な情報開示を行います。

責任投資推進体制（グループ体制）

・T&D保険グループでは、グループ各社のサステナビリティ・CSR担当役員（企画担当・CSR担当）などを構成メンバーとする「グループサステナビリティ推進委員会」を設置しています。これにより、同委員会でのグループ横断的な方針や施策などの議論を通じてサステナビリティ推進体制を強化しています。

・また、サステナビリティ・アドバイザリー・コミッティーにおいて、外部有識者の見識を取り入れることで、変化の大きいESGに関する情報を取締役が直接入手し、今後の取組みに活かしています。

T＆D保険グループ サステナビリティ推進体制

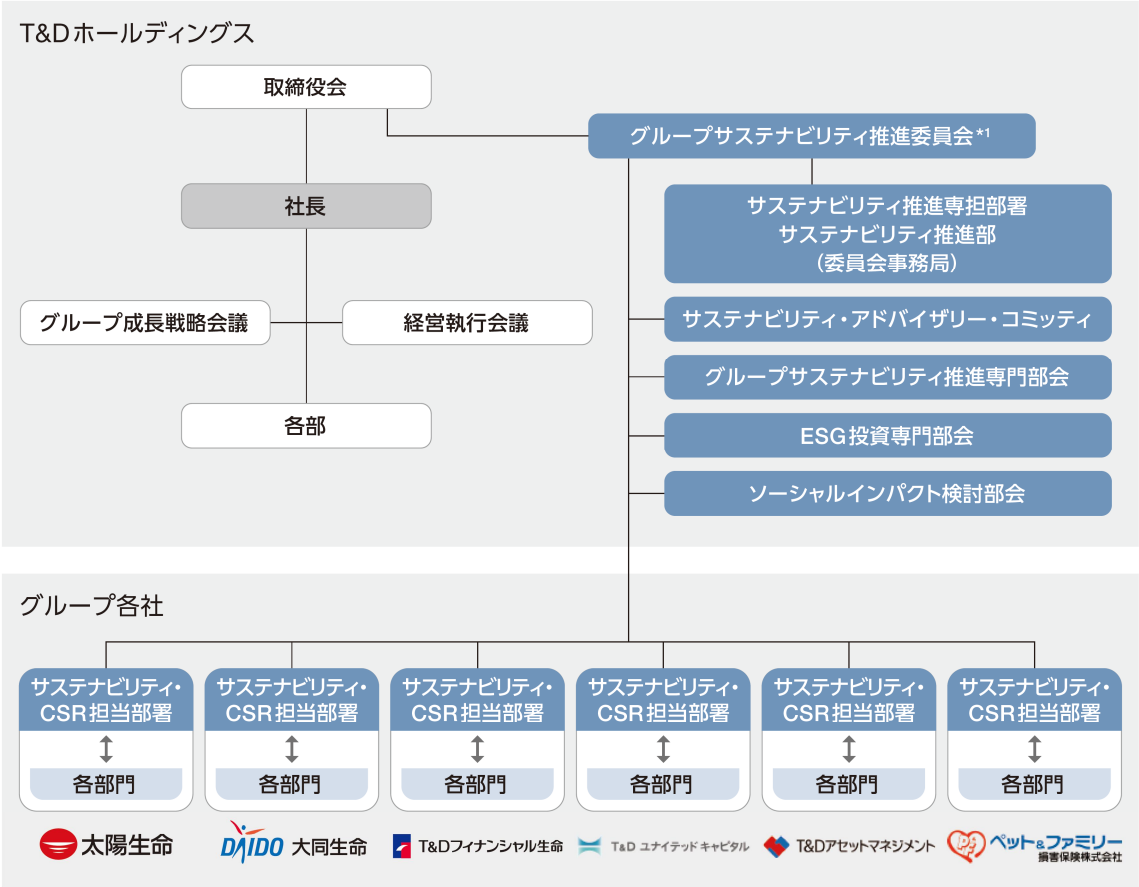

2023年度 責任投資取組方針

【基本方針】PRI、スチュワードシップ・コードに対応したESG投融資等の推進を図ります

■中長期的な運用収益の向上を目的に、ESG投融資基準にもとづき投融資を実施します。
■コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コード等を踏まえた適切な議決権行使を実施します。
■投融資先のCO2排出量削減など、気候変動リスク等を踏まえたESG投融資・エンゲージメントを実施します。

背景・状況・課題
・当社は、2007年に「PRI」に国内生命保険会社として初めて署名、2014年には「日本版スチュワードシップ・コード」の受入を表明し、両原則を踏まえた活動を推進しています。 ・PRIについては、2023年の評価基準が見直され、署名機関はESG投融資のさらなる高度化が求められています。 ・スチュワードシップ・コードについて、コーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえた取組みの実施や適切な情報開示が求められています。 ・また、2022年7月には金融庁より「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（ディスカッションペーパー）」が公表されており、当社「CO2排出量削減目標」も踏まえ、投融資先の気候変動リスク削減に向けた取組みを進める必要があります。

2023年度　責任投資取組方針	
ESG投融資	・一定の収益を確保したうえで、持続的な社会の実現に貢献できるESGテーマ投融資を拡大 ・ESG投融資基準にもとづく投融資判断の実施 ・CO2排出量削減目標を踏まえた投融資の推進 ・投融資基準の改定をはじめとするESG投融資体系の高度化 ・社会的インパクトの計測およびインパクト投資の推進
エンゲージメント	・ESG課題に関する対話の実施 ＜重点対話テーマ＞ ①気候変動 ②人的資本・ダイバーシティ ③自然資本・生物多様性
議決権行使	・適切な議決権行使の実施 ・CGコード改訂等を踏まえた議決権行使基準の改定検討
情報開示	・HP・ディスクロージャー資料等を通じた、当社取組みの周知 ・気候変動等の取組みに関する情報開示の拡充
体制整備	・社会情勢変化を踏まえたテーマでの教育（研修・e-ラーニング等）実施 ・協働エンゲージメントへの参画等による知見の獲得

責任投資方針 P. 4
・責任投資の基本的な考え方
・ESG投資方針
・責任投資推進体制(グループ体制)
・2023年度 責任投資取組方針

ESG投融資の推進 P. 9
・概要
・ESGテーマ投融資
・ESGインテグレーション
・ネガティブスクリーニング
・不動産への取組み

ESG投融資実績 P. 15
・ESGテーマ投融資実績
・投資表明案件一覧
・インパクトの測定

重点取組みテーマ P. 20
・気候変動
・人的資本・ダイバーシティ
・自然資本・生物多様性

スチュワードシップ活動 P. 29
・スチュワードシップ活動方針
・エンゲージメントの考え方
・エンゲージメント実施結果
・議決権行使の考え方
・議決権行使結果
・自己評価

その他 P. 56
・協働・イニシアティブへの参画
・PRIアセスメント評価
・2024年度 責任投資取組方針

ESG投融資の推進（概要）

・当社では資産運用を行うにあたって、ESGの課題を考慮することを基本姿勢の一つとしており、資産運用の規程にも明記しています。
・当社では、「資産運用の基本姿勢」に基づき、ESGの課題を考慮した資産運用を推進するため、「ESG投融資基準」を定めており、基準に基づく主なESG投融資手法は以下のとおりです。

資産運用の基本姿勢

1.経営の自己責任原則のもと、相互牽制機能を発揮した内部管理体制、金融環境等をふまえたリスク管理体制および資産運用体制等の充実・強化に努める。

2.生命保険業の性格をふまえ、投機的取引や不健全な先への投融資等を厳に慎む等社会性・公共性の観点に一層配慮し、保険契約者等の利益の増進を図る。

3.投融資にあたっては、内外の金融・資本市場に対して与える影響をも勘案した行動をとるとともに、海外投融資に際しては現地の金融・経済に与える影響にも配慮する。

4.子会社その他の内閣府令で定める特殊の関係のある者の資産運用においても、社会性・公共性の観点に立脚した行動をとるよう、その指導に努める。

5.環境・社会責任・企業統治の課題に考慮し、社会や金融市場の持続的発展に貢献するよう努める。

6.責任ある機関投資家として、投資先企業との建設的な対話等を通じてスチュワードシップ責任を適切に果たすよう努める。

主なESG投融資手法

投融資プロセスへのESG課題の組み込み		
	ESGインテグレーション	投融資プロセスへのESG要素の体系的な組み込み
	ネガティブスクリーニング	特定の業種・企業等を投資対象から除外
ESGテーマ投融資		
	ESGテーマ投融資	社会課題の解決に資するテーマを資金使途とする投融資

ESG投融資の推進（ESGテーマ投融資）

・ESGの課題を考慮し、持続的な社会の実現に貢献できるテーマを持った資産等への投融資に取り組んでいます。
・また、投融資後も、グリーンウォッシュ等を防止する観点から、資金使途状況の年次モニタリングを実施しており、各案件の調達資金が、投融資時の調達目的に沿って、問題なく資金充当がなされていることを確認しています。

ESGテーマ投融資の主な取組み事例

主な取組み事例	関連するSDGs
○再生可能エネルギー関連事業への投融資 地球環境保護や省エネルギーに貢献できる大規模な風力発電事業や太陽光発電事業を投資対象としたファンド等に投融資を行っています。	
○グリーンボンド・トランジションボンドへの投資 再生可能エネルギー発電事業やエネルギー効率化事業等への資金供給を目的とするグリーンボンドや低炭素社会等へ移行するための事業等への資金供給を目的とするトランジションボンドへの投資を行っています。	
○持続可能な社会の実現に貢献できる投融資 少子高齢社会や開発途上国の教育・雇用支援、ジェンダー平等など国内外の社会問題解決に向け、ソーシャルボンドなど、持続可能な社会の実現に貢献できる投融資に取り組んでいます。	
○社会課題解決に向けたインパクトを追求する「インパクト投資」への取組み 投資リターンだけでなく、環境などの社会課題解決へのインパクトも追求する「インパクト投資」に取り組んでいます。	

ESG投融資の推進（ESGインテグレーション）

・株式や債券等の有価証券、不動産および貸付等の投融資の際に、投融資先企業の財務情報に加え、ESG等の非財務情報に関する企業評価を取り入れることで、長期的な投資成果の向上とともに、PRIに基づく使命を果たすよう努めています。

ESGインテグレーションの取組み（イメージ）

＜財務分析＞

財務指標等

・収益性
・成長性
・健全性
・キャッシュフロー　等

＋

＜ESG要素の考慮＞

環境（E）

・気候変動
・エネルギー・資源の枯渇
・食料・水の問題
・生物多様性　等

社会（S）

・消費者利益保護
・雇用・人権問題
・格差問題　等

企業統治（G）

・コンプライアンス
・情報開示
・適切なガバナンスの実現　等

ESG投融資の推進（ネガティブスクリーニング）

・当社では、お客様からお預かりした保険料について、収益性や流動性とともに、社会性・公共性の観点にも配慮した運用を行っており、反社会的行為に関与していると判断される場合や、非人道的兵器・核兵器製造への関与が確認された場合などには、投融資を原則禁止としています。
・また、気候変動への影響が大きい特定事業やパーム油関連企業への新規投融資を原則禁止とするほか、取引先や投融資先でESGに関わる不祥事が発生した場合や、ESGの課題等に重大な問題がある場合には、必要に応じて、直接コミュニケーションを取るなど状況を把握したうえで、当該基準にもとづき投融資の可否を検討します。

投融資・取引の禁止項目

項目	詳細
反社会的勢力等が関係する企業に対する投融資・取引	－
非人道的兵器・核兵器製造企業に対する投融資 **2024年度より「核兵器製造企業」追加**	非人道的兵器：生物兵器、化学兵器および非人道的な効果を有する特定通常兵器の使用禁止・制限の目的で制定された国際条約（＊）にて使用を全面禁止する兵器のうち、日本政府が批准しているもの。 （＊）生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約、特定通常兵器使用禁止制限条約、オタワ条約、オスロ条約等

新規投融資・取引の禁止項目

項目	詳細
特定事業・企業に対する新規投融資 **2024年度より「パーム油関連企業」追加**	・石炭火力発電関連事業 ・石炭採掘事業 ・オイルサンド事業 ・北極圏野生生物国家保護区での石油・ガス採掘事業 ・パーム油関連企業
不祥事発生企業に対する投融資・取引	－

ESG投融資の推進（環境・シニア社会に配慮した不動産投資）

・不動産物件の新築や大規模修繕などを行う際に、環境やシニア社会に配慮した取組みの検討・導入を行っています。
・また、景観の美化や周辺との調和に配慮する一方、既存の不動産物件においても、環境保護に留意する観点から、営業用・投資用すべての物件のエネルギー効率等をモニタリングし、必要に応じて照明設備・空調設備等の省エネ化を行うなど、継続的な環境への取組みを実施しています。

老人ホーム施設の建設

・「健康寿命の延伸」という社会課題にこたえ、シニアの方々が安心して暮らせる社会作りに貢献できるよう、当社が保有する不動産を活用した住宅型有料老人ホームの建設に取り組んでいます。

環境保護・省エネ化に向けた取組み

・不動産物件の新築や大規模修繕などを行う際に、環境やシニア社会に配慮した取組みの検討・導入しています。
・当社も参画する「渋谷二丁目17地区第一種市街地再開発事業」では、「渋谷アクシュ（SHIBUYA AXSH）」オフィス部分において「ZEB Ready（※）」認証を取得しました。

浦和成匠邸

アリアー番町

渋谷アクシュ

※ZEB（Net Zero Energy Building）は、省エネルギーとエネルギー自立によって室内環境の質を維持しながら、エネルギー収支をゼロにすることを目指す建物のことです。
なお、「ZEB Ready」認証は、年間一次エネルギー消費量を同水準の標準的な建物に比べ50%以上削減した建物に与えられる認証です。

責任投資方針 P. 4
- 責任投資の基本的な考え方
- ESG投資方針
- 責任投資推進体制(グループ体制)
- 2023年度 責任投資取組方針

ESG投融資の推進 P. 9
- 概要
- ESGテーマ投融資
- ESGインテグレーション
- ネガティブスクリーニング
- 不動産への取組み

ESG投融資実績 P. 15
- ESGテーマ投融資実績
- 投資表明案件一覧
- インパクトの測定

重点取組みテーマ P. 20
- 気候変動
- 人的資本・ダイバーシティ
- 自然資本・生物多様性

スチュワードシップ活動 P. 29
- スチュワードシップ活動方針
- エンゲージメントの考え方
- エンゲージメント実施結果
- 議決権行使の考え方
- 議決権行使結果
- 自己評価

その他 P. 56
- 協働・イニシアティブへの参画
- PRIアセスメント評価
- 2024年度 責任投資取組方針

ESG投融資実績（ESGテーマ投融資実績）

・ESGテーマ投融資は、収益性等を総合的に勘案し実施した結果、2023年度実行額は約245億円、累計額は3,600億円超となりました。
・グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド等への投資を中心に、継続的に取組みを推進しました。

主なESG投融資案件（2023年度）

E	・グリーンボンド ・太陽光発電グリーンプロジェクトボンド ・GX経済移行債　等	約75億円
S	・ソーシャルボンド　等	約100億円
ESG複合	・サステナビリティボンド ・サステナビリティ・リンク・ボンド ・サステナビリティ・リンク・ローン ・JICA防災・復興ボンド　等	約70億円
	合計	約245億円

ESGテーマ投融資累計額 推移

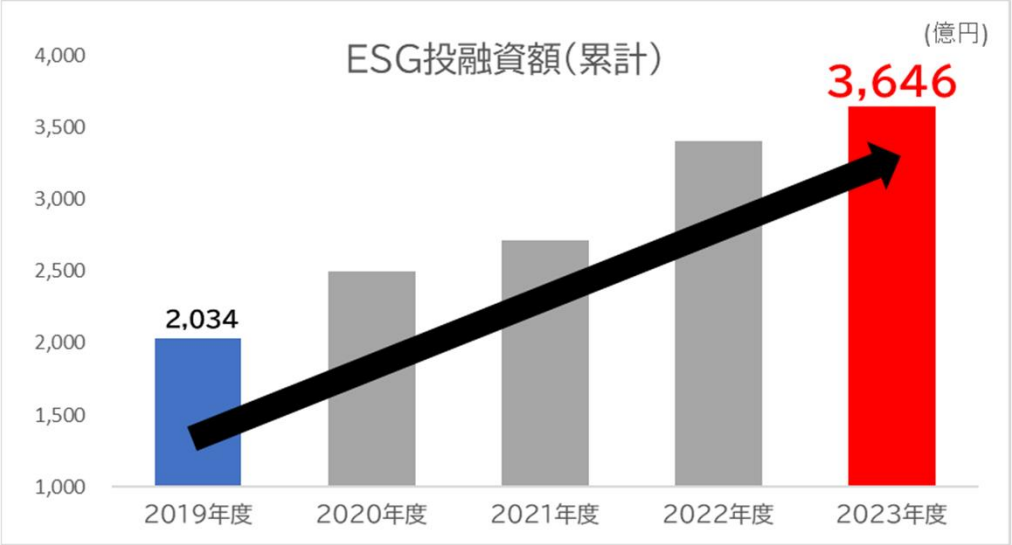

4年間で約1,600億円を積み上げ

ESG投融資実績（2023年度　投資表明案件一覧①）

年月	発行体等	形態	SDGsへの貢献
2023年4月	独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構	ソーシャルボンド	
2023年4月	駒ケ根太陽光発電所合同会社	グリーンプロジェクトボンド	
2023年5月	東海国立大学機構	サステナビリティボンド	
2023年5月	東急不動産ホールディングス 株式会社	サステナビリティボンド	
2023年6月	独立行政法人　都市再生機構	ソーシャルボンド	
2023年6月	独立行政法人　国際協力機構	サステナビリティボンド	
2023年7月	東京建物株式会社	サステナビリティボンド	
2023年7月	日本電気株式会社	サステナビリティ・リンク・ボンド	

ESG投融資実績（2023年度　投資表明案件一覧②）

年月	発行体等	形態	SDGsへの貢献
2023年7月	独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構	ソーシャルボンド	
2023年7月	独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構	ソーシャルボンド	
2023年8月	三井不動産株式会社	サステナビリティ・リンク・ローン	
2023年9月	独立行政法人　国際協力機構	サステナビリティボンド	
2023年11月	株式会社SUBARU	グリーンボンド	
2024年2月	日本国	トランジション・ボンド	
2024年3月	東急株式会社	サステナビリティ・リンク・ローン	

ESG投融資実績（インパクトの測定）

・当社では、これまでに実行したESGテーマ投融資案件について、発行体等の開示データ等を参照し、環境面・社会面に与えるインパクトを測定しています。
・CO2排出量削減をはじめ、持続的な社会の実現に貢献するESG投融資を推進し、着実にポジティブインパクトの創出を図っていきます。

ESGテーマ投融資によるインパクトの測定

・過年度までに実施した環境関連のESGテーマ投融資のうち、定量的なインパクトが測定可能な案件、またはインパクトレポートが開示されている案件について、測定を実施。

※原則インパクトレポート等における開示数値を採用。
※CO2削減貢献量について、プロジェクト・ファイナンス等は、一般的な発電方式から当該プロジェクトによる発電方式に置き換わったことによる削減効果（発電単位当たりの排出量[排出係数]の低下分）に、当該プロジェクトの年間発電量を乗じて推計

E CO2削減貢献量

排出削減の年間貢献量	年間▲36.8万トン

S ヘルスケア関連インパクト

医療サービスの受益者数	80.7万人
社会保障未加入者への健康診断提供	13.2万人
認知症グループホーム	557室

責任投資方針 P. 4
・責任投資の基本的な考え方
・ESG投資方針
・責任投資推進体制(グループ体制)
・2023年度 責任投資取組方針

ESG投融資の推進 P. 9
・概要
・ESGテーマ投融資
・ESGインテグレーション
・ネガティブスクリーニング
・不動産への取組み

ESG投融資実績 P. 15
・ESGテーマ投融資実績
・投資表明案件一覧
・インパクトの測定

重点取組みテーマ P. 20
・気候変動
・人的資本・ダイバーシティ
・自然資本・生物多様性

スチュワードシップ活動 P. 29
・スチュワードシップ活動方針
・エンゲージメントの考え方
・エンゲージメント実施結果
・議決権行使の考え方
・議決権行使結果
・自己評価

その他 P. 56
・協働・イニシアティブへの参画
・PRIアセスメント評価
・2024年度 責任投資取組方針

【重点取組みテーマ①：気候変動】

投融資先のCO2排出量削減目標

・T&D保険グループでは、自社が排出するCO2排出量のネットゼロに取り組むとともに、機関投資家として投融資先のCO2排出量についても2050年度までにネットゼロとする削減目標を設定し、社会全体の排出量削減に貢献することを目指しています。
・これまでの投融資先のCO2排出量削減実績等をふまえ、脱炭素社会の実現に向け、さらなる排出量削減を図るべく、太陽生命では、2030年度までに投融資先のCO2排出量削減中間目標の水準を40%から50%に引き上げました。

投融資先のCO2排出量削減目標 (2020年度比：原単位)

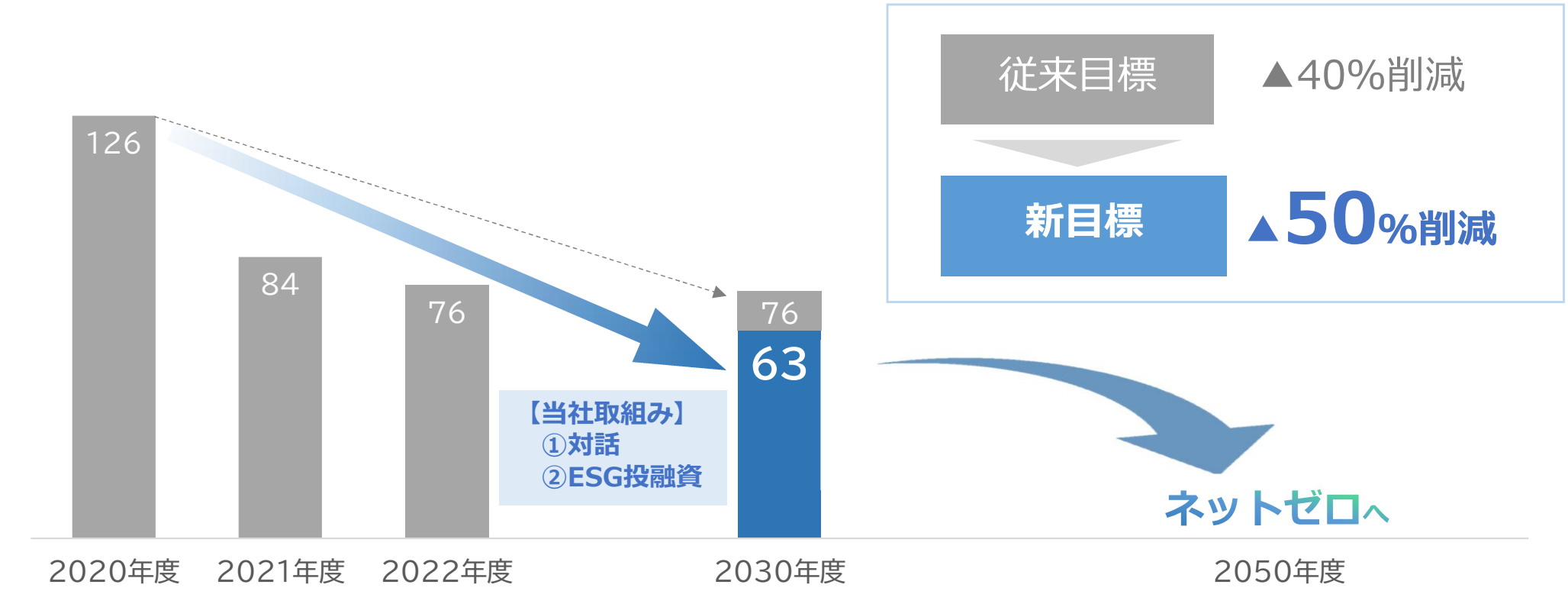

原単位：排出量を資産ポートフォリオ残高で割った指標
対象　：国内上場企業の株式、社債、融資

【重点取組みテーマ①：気候変動】

資産ポートフォリオのCO2排出量

・投融資先のCO2排出量（2023年度実績）は、投融資残高あたり排出量ベース（原単位）で、2020年度から▲51.6%の削減率となりました。

・排出量が減少した主な要因としては、以下2点です。
①投融資先の排出量削減努力等により、各投融資先の排出量が減少したため
②当社ポートフォリオの変化や保有資産の時価変動等に伴い、各投融資先の当社持ち分比率が変動したため

投融資先のCO2排出量削減状況

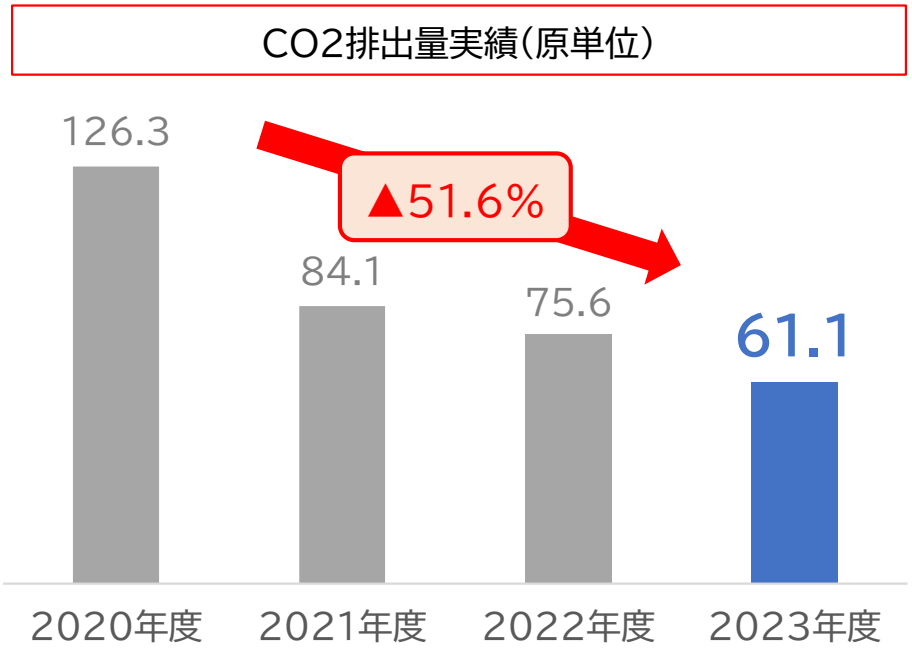

	2020年度（基準値）	2021年度	2022年度	2023年度
総排出量	180.6万t	117.6万t	107.8万t	90.7万t
（削減率）	–	▲34.8%	▲40.3%	▲49.8%
原単位	126.3	84.1	75.6	61.1
（削減率）	–	▲33.3%	▲40.1%	▲51.6%

【計測方法】
総排出量：$\sum_{i=1}^{n}\left[\text{投融資先の排出量}_i \times \frac{\text{投融資額}_i}{\text{企業価値}_i\ \text{（株式時価総額＋有利子負債＋非支配株主持分）}}\right]$

原単位　：総排出量を資産ポートフォリオ残高で割った指標（単位：t/億円）
※資産ポートフォリオ残高は、2024年3月末ベース
対象　　：国内上場企業の株式、社債、融資

【重点取組みテーマ①：気候変動】

資産ポートフォリオのCO2排出量（資産別）

・資産別の原単位排出量（インテンシティ）は、以下のとおりです。
・また、2022年12月に PCAF（Partnership for Carbon Accounting Financials）によって、国債における温室効果ガス排出量の計測手法が公表されたことを踏まえ、新たに国債投資によるCO2排出量の計測を開始しました。
・2023年度（2024年3月末時点）における当社の国債ポートフォリオのCO2排出量は、約262万ｔとなりました。

資産別排出量

総排出量／インテンシティ＜株式、債券・貸付＞

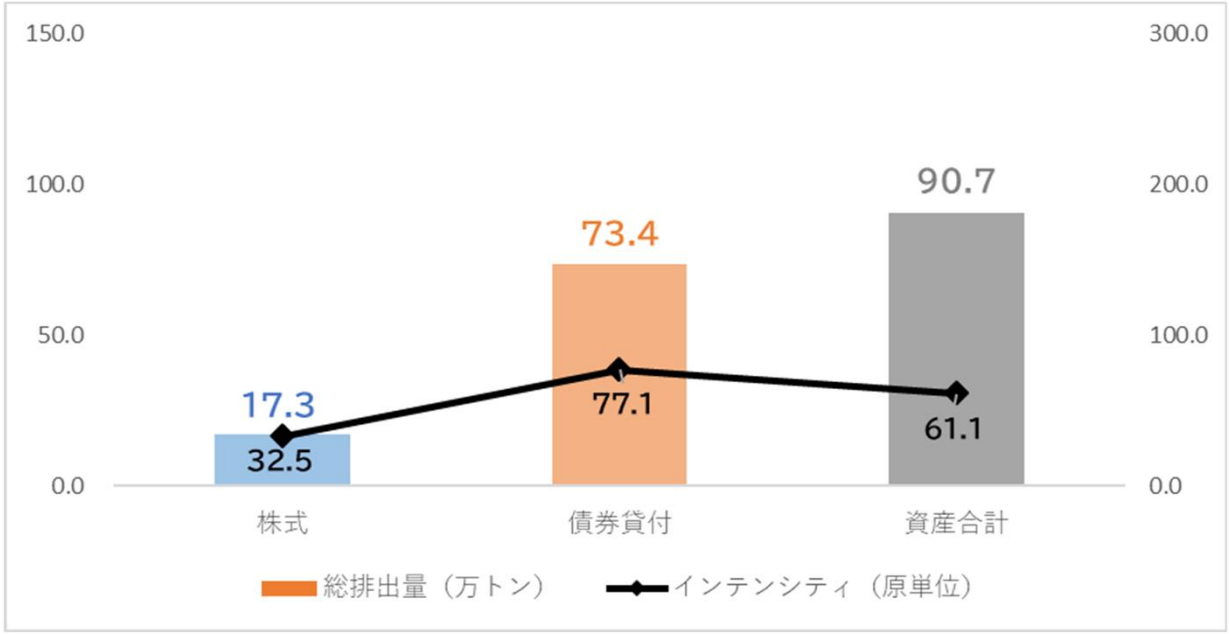

総排出量／インテンシティ＜国債＞

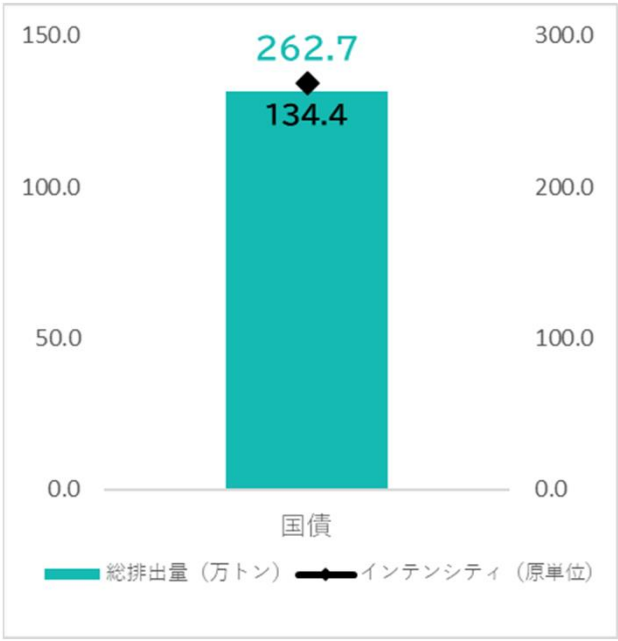

国債投資によるCO2排出量は、生産ベース排出量（土地利用、土地利用変化・林業から排出される排出量を含まない）に基づくもの

【重点取組みテーマ①：気候変動】

投融資先のCO2排出量削減に向けた取組み

・投融資先のCO2排出量削減目標目標の達成に向け、脱炭素に貢献するESG投融資を推進するとともに、投融資先との対話に取り組んでいます。

削減目標達成に向けた対応方針

対話

・継続した対話の実施により、投融資先企業の排出量削減を促すことで、削減率の引き上げを図る。

・必要に応じて、業界団体やイニシアティブへの参画等を通じ、他の機関投資家と協働してCO2排出量削減に向けた働きかけを行う。

ESG投融資

・ダイベストメントについては、対話による改善が見られない場合等の最終手段として位置付ける。

・CO2排出量削減に貢献するESGテーマ投融資を推進し、ポジティブインパクトの創出を図る。

【重点取組みテーマ①：気候変動】

投融資先のCO2排出量削減に向けた取組み（ロードマップ）

CO2排出量削減に向けたロードマップ

	<フェーズ1:2020-2030年度>	<フェーズ2:2030-2050年度>
対話	継続した対話の実施により、投融資先企業の排出量削減を促します 削減目標・ロードマップの策定・見直し CO2排出量削減に向けた働きかけ	CO2排出量上位の投融資先を重点対話先として、さらなる排出削減量引き上げに向けた取組みの実施
ESGテーマ投融資	CO2排出量削減に貢献するESG投融資を推進し、ポジティブインパクトの創出を図ります グリーンファイナンス・トランジションファイナンスの推進 インパクトの測定・創出 再生可能エネルギープロジェクトファイナンス	さらなる投融資の推進 インパクトの最大化
他社との協働	業界団体やイニシアティブへの参画等を通じ、他の機関投資家と協働して取組みます Climate Action 100+等のイニシアティブへの参画 生保協会の協働エンゲージメントへの参画	

【重点取組みテーマ②：人的資本・ダイバーシティ】

人権尊重・人的資本の取組み

・当社は、当社の事業活動が人権に対して影響を及ぼす可能性があることを認識し、「T＆D保険グループ人権方針」に基づき、すべてのステークホルダーの人権を尊重した事業活動を推進します。
・当社では、投融資先企業に対しても人権尊重に向けた取組みを推進することが、企業価値の維持・向上につながると考えており、ESGテーマ投融資の推進や、エンゲージメントをを通じた企業の人権取組みの促進等を行っています。

T＆D保険グループ人権方針（抜粋）

人権尊重の基本的な考え方

・私たちは、当社グループの経営理念に掲げる「価値の創造を通じて、人と社会に貢献する」ことを目指し、事業に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重する責任を果たします。

・私たちは国際的に認められる人権の規範として、「国際人権章典」及び国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に規定された人権を尊重するとともに、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」及び国連グローバル・コンパクトの署名企業としてその10原則を支持しその実践に取組みます。

（参考）T＆D保険グループ人権方針
https://www.td-holdings.co.jp/csr/csr-policy/human-right-policy.html

機関投資家としての取組み

人権尊重やジェンダー平等に資するESGテーマ投融資

・2021年9月に「独立行政法人国際協力機構（JICA）」が発行する「ジェンダーボンド」への投資を実施しました。調達資金は、女性事業主向けの金融アクセス改善事業、女子教育、女性用トイレの設置等のジェンダー平等・女性のエンパワメント推進に資する事業に活用されました。

advanceへの参画

・人権に関する協働エンゲージメントを行う国際イニシアティブ「advance」に「Endorser（支援者）」として参画を表明しました。（2022年9月）

PRI Principles for Responsible Investment　advance

エンゲージメントの実施

・投融資先の人権方針の策定・人権デューデリジェンスの実施状況及び開示状況を確認し、より一層の取組みに向け、働きかけを行いました（詳細はP. 44参照）。

【重点取組みテーマ③：自然資本・生物多様性】

生物多様性の取組み

・当社グループでは、サステナビリティ重点テーマの一つとして、「地球環境保全・気候変動の緩和と適応への貢献」を掲げ、 生物多様性の保全にも取り組んでいます。
・世界的な生物多様性・自然資本への関心の高まりを踏まえ、当社ポートフォリオの自然関連リスクについて分析を行うとともに、投融資先に対して、生物多様性の保全に向けたエンゲージメントを実施するなど、生物多様性が当社の資産運用に及ぼす影響の状況把握に努めています。

当社ポートフォリオの自然関連リスク

自然関連リスクの分析

・当社グループでは、「T&D 保険グループ環境方針」を制定し、森林保全活動など、地球環境の保護に取り組んできました。
・TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）が公表され、自然資本に関する情報開示の重要性が高まっていることを受け、当社グループでもTNFD フレームワークに即した対応を進めています。

ENCORE分析

・当社は、投融資先企業と自然資本の関係性を把握するため、TNFD で使用が推奨される自然関連リスク分析ツール「ENCORE」を活用し、業種別にどの自然資本にどの程度依存し、影響を与えているかを評価しました（詳細は、次頁参照）。

・ENCORE は、自然関連課題の評価と管理のための統合的アプローチであるLEAP アプローチの分析に対応するものです。

エンゲージメントの実施

springへの参画

・生物多様性に関する協働エンゲージメントを行う国際イニシアティブ「spring」に「Endorser（賛同者）」として参画を表明しました。（2024年1月）

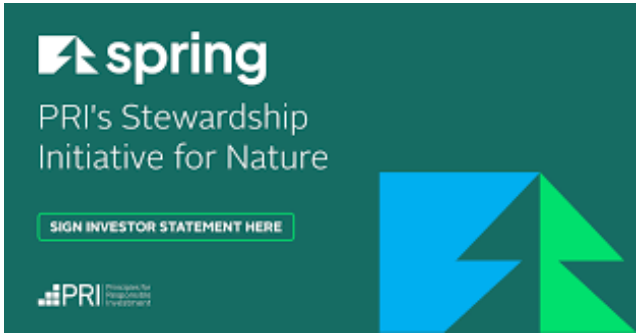

エンゲージメントの実施

・投融資先のTNFDの対応状況（参画、リスクと機会の分析、情報開示等）や課題認識、今後の取組みの方向性について確認するなど、情報把握に努めました（詳細はP. 45参照）。

【重点取組みテーマ③：自然資本・生物多様性】

自然関連リスクの分析結果

ENCORE分析

分析手法

・今般、LEAP アプローチ(*)に即して投融資先企業の自然関連リスクについて分析を実施しました。
・本分析では、自然リスク評価ツール ENCORE の依存・影響モデルに従って、業種ごとの依存度・影響度を定量化。

(*)LEAPアプローチとは、自然との接点、自然との依存関係、インパクト、リスク、機会など、自然関連課題の評価のための総合的なアプローチ。スコーピングを経て、Locate(発見する)、Evaluate(診断する)、Assess(評価する)、Prepare(準備する)のステップを踏み、TNFD情報開示に向けた準備を行う。

分析結果

＜依存＞

・投融資比率の高い「資本財・サービス」「不動産」において、依存度の高い自然資本は「生息地」「水」という結果となりました。

＜影響＞

・投融資比率の高い「資本財・サービス」において、影響の大きいドライバーは「騒音・光害」「GHG排出」「GHG排出以外の大気汚染」、「不動産」において、影響の大きいドライバーは「GHG 排出」「固形物廃棄」「陸地生態系の利用」という結果となりました。

■依存のヒートマップ(セクター×自然資本への依存度)

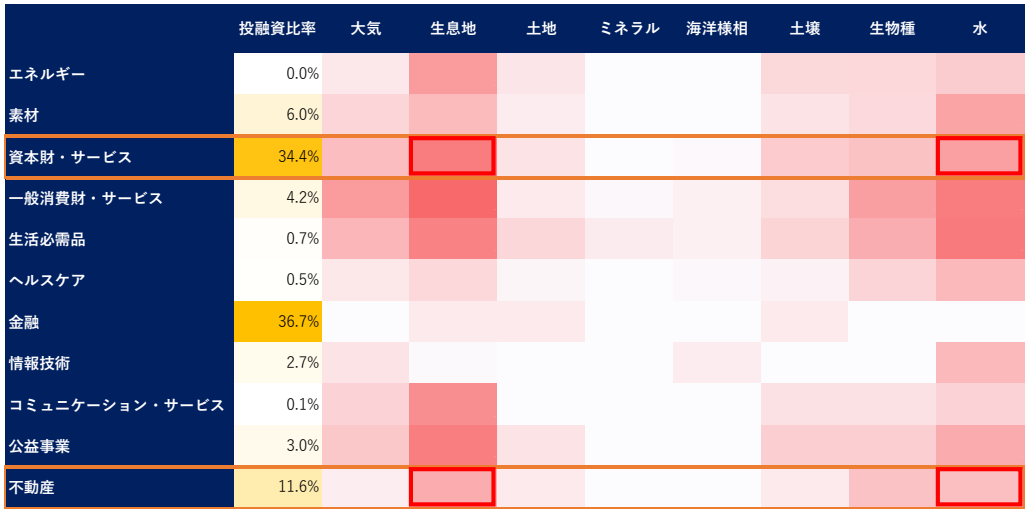

■影響のヒートマップ(セクター×影響ドライバー)

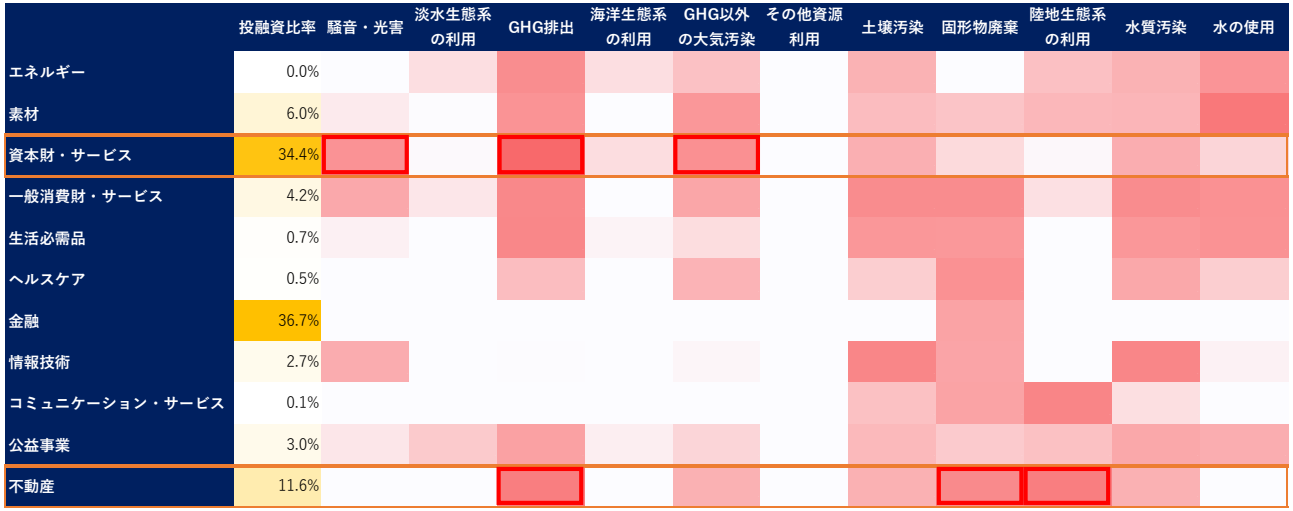

※色の濃い項目ほど、依存・影響の度合いが大きくなっています。

責任投資方針 P. 4
- 責任投資の基本的な考え方
- ESG投資方針
- 責任投資推進体制(グループ体制)
- 2023年度 責任投資取組方針

ESG投融資の推進 P. 9
- 概要
- ESGテーマ投融資
- ESGインテグレーション
- ネガティブスクリーニング
- 不動産への取組み

ESG投融資実績 P. 15
- ESGテーマ投融資実績
- 投資表明案件一覧
- インパクトの測定

重点取組みテーマ P. 20
- 気候変動
- 人的資本・ダイバーシティ
- 自然資本・生物多様性

スチュワードシップ活動 P. 29
- スチュワードシップ活動方針
- エンゲージメントの考え方
- エンゲージメント実施結果
- 議決権行使の考え方
- 議決権行使結果
- 自己評価

その他 P. 56
- 協働・イニシアティブへの参画
- PRIアセスメント評価
- 2024年度 責任投資取組方針

スチュワードシップ活動方針

・当社は、PRI署名機関として、同原則を踏まえた資産運用体制の整備を行うとともに、環境・社会・企業統治の課題を考慮した資産運用を推進しています。
・日本版スチュワードシップ・コードの「投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために」という趣旨・目的は、責任投資原則（PRI）と同様に当社の資産運用の基本姿勢と合致していることから、本コードに賛同し、各原則に対する方針を定め、公表しています。

スチュワードシップ責任を果たすための方針

1. 基本的な考え方

・当社は、お客様からお預かりした保険料を運用する機関投資家として、投資先企業の企業価値向上やその持続的成長を促し、中長期的な投資リターンの拡大を図ることを目的に、サステナビリティに関する課題も踏まえたスチュワードシップ活動に取組みます。

2. スチュワードシップ活動の考え方

・投資先企業やその事業環境等の状況を的確に把握し、建設的な「目的を持った対話」を通じて当該企業との認識の共有および問題の改善に努めます。
・議決権行使にあたっては、財務情報等による形式的な判断基準にとどまらず、非財務情報や対話を通じた当該企業との相互理解を重視し、判断します。
・スチュワードシップ活動を行うための組織体制の整備や専門性の高い人材の育成に努めます。

（各原則に対する方針：詳細）
https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/activity/ssc.html

エンゲージメントの基本的な考え方

・当社は、議決権行使の際に、当社「議決権行使の判断基準」を踏まえた対話を行うとともに、気候変動をはじめとするESG 課題や経営戦略など幅広いテーマについて日常的な対話に努め、投資先との認識の共有を図っています。

基本的な考え方

・当社は、中長期的な視点で投資先企業の企業価値向上および持続的成長を促すため、サステナビリティに関する課題も踏まえ、建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業との認識の共有を図るよう努めます。

・また、当該企業の業績やESGの課題等に重大な問題があり、当該企業の企業価値を毀損するおそれのある場合、より十分な説明を求める等、認識の共有を図るとともに問題の改善に努めます。

・対話は基本的に単独で実施しますが、必要に応じて、他の機関投資家と協働して行うこともあります。

対話のアプローチ

議決権行使に係る対話		
	議決権行使の判断基準を踏まえた課題	・議決権行使の際に、財務情報等による形式的な判断基準にとどまらず、対話を通じた相互理解を重視し、投資先企業の状況や当社の考え方について認識の共有を図ったうえで、適切な議決権行使に努めます。
日常的な対話		
	ESG課題	・当社は、ESG 等の課題を認識した投資先企業に対し、課題認識の共有を図ることが重要なスチュワードシップ活動であるとの認識のもと、幅広い視点で対話を行うことにより、投資先企業の持続的成長を後押しするとともに、持続可能な社会の実現に貢献できるよう努めます。 ・とりわけ、気候変動に関しては、投資先企業の温室効果ガス削減等に向けた方向性を確認するとともに、TCFD への取組みをはじめ、気候変動に関する情報開示の拡充に向けた対話に努めます。
	経営戦略 決算状況等	・投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、投資先企業の経営戦略やその事業環境等の状況を的確に把握した上で、投資先企業との認識の共有を図るよう努めます。

エンゲージメント実施結果（概要）

・2023年度においても、投融資先のCO2排出量削減に向け、継続して当社投融資先の排出量90%相当を占める上位50社に対し、原則対面での対話を通じ、排出量削減に取組みました。
・その他議決権行使やESG課題（ダイバーシティ等）についても対話を実施し、日常的な対話を含めた2023年度の累計対話実施数は、のべ324件となりました。

対話実施件数（2023年7月から2024年6月まで）

対話テーマ	のべ社数	のべ件数
上場株式投資先との対話	44社	83件
議決権行使の判断基準を踏まえた課題	24社	42件
ESG課題（CO2排出量削減）	17社	17件
ESG課題（ダイバーシティ、資金使途確認、ESG全般等）	8社	8件
その他（経営戦略、決算状況等）	15社	16件
国内事業債投資先・融資先との対話	136社	241件
ESG課題（CO2排出量削減）	50社	50件
ESG課題（ダイバーシティ、資金使途確認、ESG全般等）	31社	36件
その他（経営戦略、決算状況等）	101社	155件
合計	180社	324件

議決権行使に係る対話事例（ダイバーシティ：女性取締役）

対話事例：女性取締役の登用

＜当社の着眼点・考え方＞
・当社は、グローバル化による競争の激化や、多様化する顧客ニーズやリスクに対応し、投資先企業が中長期的に企業価値を高めていくためには、同一的・均一的な組織から脱却し、多様性のある組織に転換していく必要があると考えております。

＜対話事例＞
・こうした認識の下、特にジェンダーダイバーシティの重要性をふまえ、取締役の大半が男性であるなど、ジェンダーに偏りが見られる企業に対しては、取締役選任に関する方針等の確認を実施するとともに、女性取締役登用の働きかけを行ってまいりました。

・その結果、本年初めて女性取締役を登用された企業や、女性取締役を増員された企業を複数確認したほか、多くの企業から取締役会の多様性拡充について前向きに検討する旨、回答をいただいております。

・今後も、継続的な対話を通じ、さらなる認識の共有を図ったうえで、企業のダイバーシティ推進に向けた取組みを促していきます。

議決権行使に係る対話事例（資本効率）

対話事例：取締役選任（資本効率）

＜当社の着眼点・考え方＞
・当社は、上場企業においてROEが長期にわたり一定水準を下回るなど、株主資本の有効活用について懸念がある場合には、当社が認識している課題を伝え、改善を促すこととしています。

＜対話事例＞
・ROEが長年低位に留まっていた企業に対し、その原因および改善に向けた取組み状況の共有化を図る観点から、継続的に対話を実施してきました。その結果、新中期経営計画においてROE目標を新設するとともに、リスク資産対比での採算性を重視した経営の実践や、政策保有株式の縮減をはじめとする財務レバレッジのコントロール等、具体的なROE改善施策を確認できた事例がありました。

・一方で、同様の観点から対話を続けてきたものの、当社の課題認識をご理解いただくことができず、改善に向けた取組みも十分には確認できなかったことから、取締役の選任に反対した事例もありました。

議決権行使に係る対話事例（社外取締役の独立性）

対話事例：取締役選任（社外取締役の独立性）

＜当社の着眼点・考え方＞
・当社は、独立性基準に該当する社外取締役が選任される場合には、当該取締役の選任の必要性や背景、また、取締役会全体として十分な牽制機能が確保されているかなどにつき、確認することとしています。

＜対話事例＞
・過年度、在任期間12年超の社外取締役が選任された企業について、社外取締役に求める役割や取締役会の経営監督機能に関する意見交換等を行いました。その結果、当年度においては、社外取締役候補全員を専門性と独立性の双方を兼ね備えた人物とすることにより、取締役会の経営監督機能の強化が図られた事例がありました。

議決権行使に係る対話事例（役員報酬）

対話事例：株主還元（役員報酬）

＜当社の着眼点・考え方＞
・当社は、譲渡制限付株式の付与等による役員報酬制度の導入・増額が行われる場合には、同制度が企業価値向上に寄与する仕組みとなっているか、社外取締役や監査役等を付与対象とすることで牽制機能の低下につながる仕組みとなっていないか、あるいは著しい希薄化が生じる恐れがないかを確認することとしております。

＜対話事例＞
・株式報酬制度の導入・改定を行う企業については、同制度が報酬を受け取る取締役に対して中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブを働かせる制度となっているか、新株発行に伴う希薄化の程度や、その抑制のためにどういった対応を採っているか、等についての対話を行い、同制度導入・改定の背景や内容について理解を深めた上で、賛否を判断した事例がありました。

エンゲージメント（ESG重点対話テーマ）

・ESG課題等に関する対話にあたっては、年間重点対話テーマを設定し、対話を実施しました。
　【2023年度重点対話テーマ】①気候変動、②人的資本・ダイバーシティ、③自然資本・生物多様性
・また、生保協会のスチュワードシップ活動ワーキンググループに参画し、協働エンゲージメントにも取り組んでいます。

ESG重点対話テーマ

	重点テーマ内容	主な対話内容
①	気候変動（CO2排出量削減）	・ネットゼロ目標・中間目標設定状況 ・CO2排出量削減に向けたロードマップの策定状況 ・目標達成に向けた進捗状況 ・TCFDへの対応状況（定量分析）　等
②	人的資本・ダイバーシティ	・女性取締役の選任に対する考え方 ・女性管理職等の目標設定状況 ・人権方針の策定状況 ・人権デューデリジェンス実施状況　等
③	自然資本・生物多様性	・TNFDへの対応状況 ・生物多様性に関する課題認識　等

生命保険協会　協働エンゲージメント

・当社は、中長期的な株式市場の活性化と持続可能な社会の実現に向け、生命保険協会設置のスチュワードシップ活動ワーキング・グループ参加各社とともに、企業等に対して課題意識を伝え、改善を促す「協働エンゲージメント」に取り組んでいます。

【2023年度の主な対話テーマ】
①株主還元の充実
②ESG情報の開示充実
③気候変動の情報開示充実

・のべ155社に対し、課題意識を伝え、改善を促す書簡を送付するとともに、参加各社で分担のうえ、対話等を通じて趣旨説明を実施しました。

・そして、株式市場の活性化・持続可能な社会の実現に向けた、政府・企業・投資家に対する提言をとりまとめた報告書を公表しました。

【ESG重点対話テーマ①：気候変動】

エンゲージメント実施スケジュール

・気候変動への対応については、「投融資先のCO2排出量削減目標」の達成に向け、投融資先の開示情報を確認するとともに、CO2排出量の計測・分析を実施のうえ、排出量の上位50社を対象に対話を実施しました。

CO2排出量削減に向けた対話実施サイクル

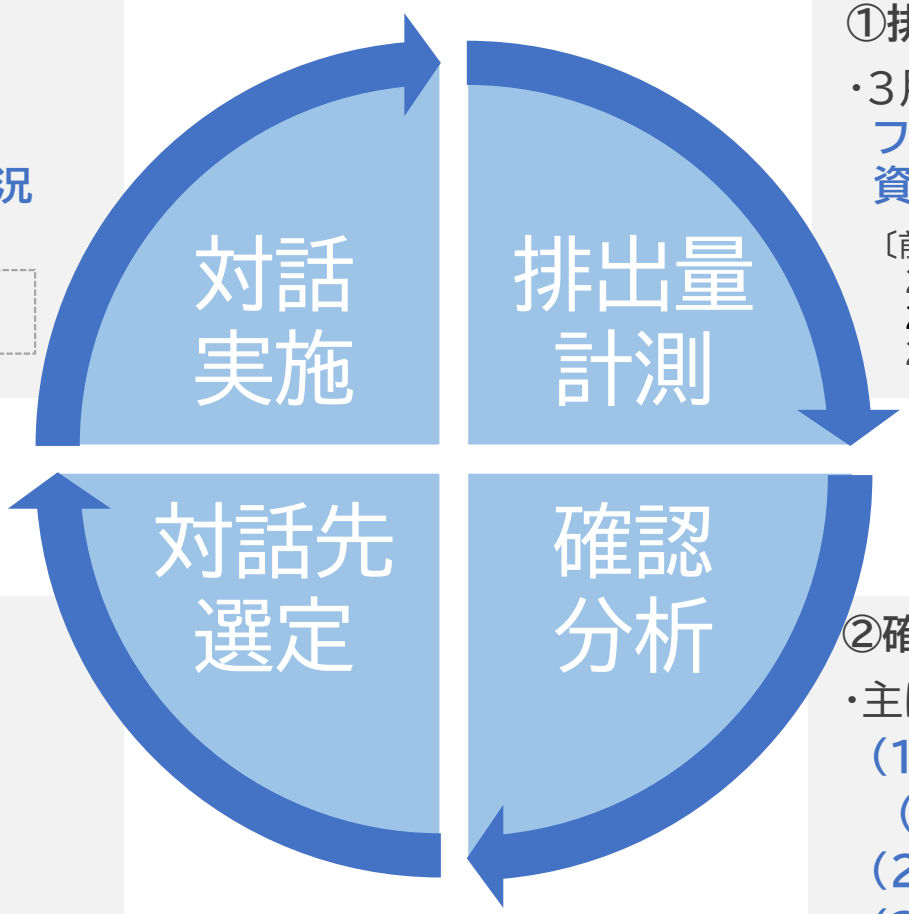

①排出量計測

・3月末の投融資残高をもとに、
ファイナンスド・エミッション（投融資先のCO2排出量）計測を実施

〔前提〕
2023年3月末投融資残高
2021年度CO2排出量データ
2023年3月末財務情報

②確認・分析

・主に以下について確認・分析
（1）ファイナンスド・エミッション（総排出量・単位あたり）
（2）CO2排出量増減分析
（3）2030年度排出量削減見込み

③対話先選定

・投融資先CO2排出量の**上位50社**を対象に実施。

※排出量上位50社で当社ポートフォリオ排出量の約90%をカバー

④対話実施

・原則対面での対話を実施。
【主な対話内容】
・ネットゼロ・中間目標設定状況
・ロードマップ策定状況、等

（*）投融資先の開示（統合報告書等）が8月以降であることを踏まえ、下半期に実施

【ESG重点対話テーマ①：気候変動】

エンゲージメント実施結果（目標設定）

・投融資先のカーボンニュートラルに向けては、野心的かつ科学的根拠に基づく削減目標の設定が重要と考えています。
・CO2排出量上位50社のうち、排出量削減に向けた取組みとして、「ネットゼロ目標・中間目標」を設定済み企業は49社となり、前年から改善を確認しました。
・一方で、削減目標について、SBT認定を取得している企業については、50社中15社となりました。

対話先の状況（CO2排出量上位50社）

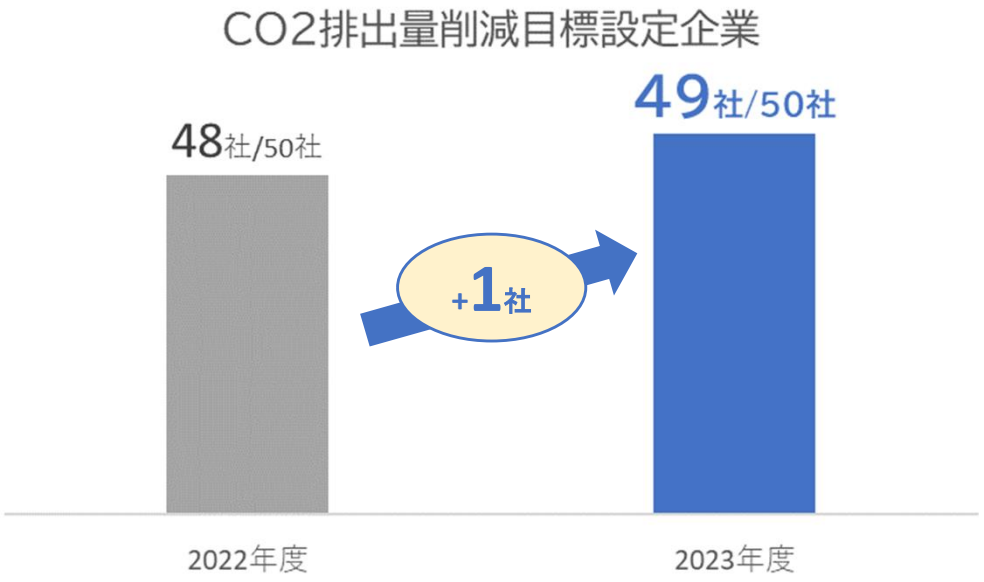

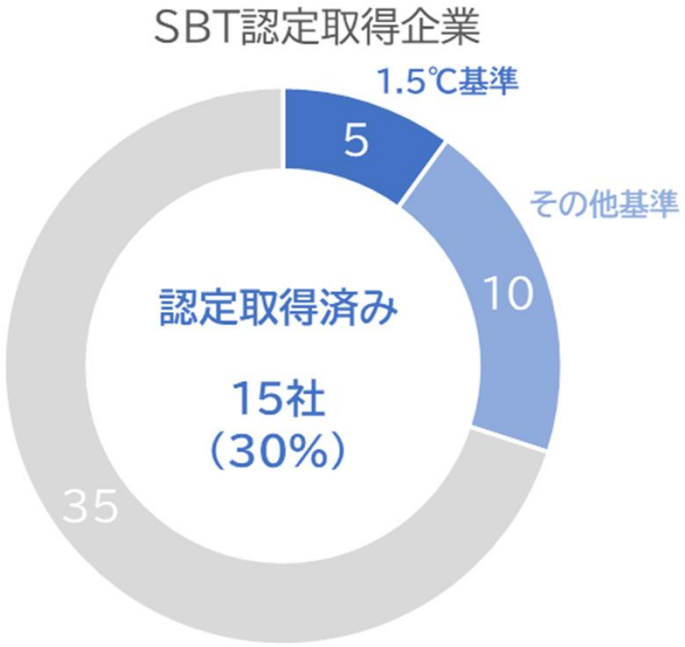

投融資先の一定の進展を確認

目標設定の設定根拠については丁寧な対話要

【ESG重点対話テーマ①：気候変動】

エンゲージメント実施結果（ロードマップ設定）

・投融資先のCO2排出量削減目標達成に向けては、実効性あるロードマップの設定が重要と考えています。
・CO2排出量上位50社のうち、「ネットゼロ目標・中間目標達成に向けたロードマップ」を設定済みの企業は42社となり前年から改善を確認しました。
・一方で、ロードマップについて、各取組み施策の削減貢献度を定量的に開示するなど、詳細な設定まで開示を行った企業は、50社中19社となりました。

対話先の状況（CO2排出量上位50社）

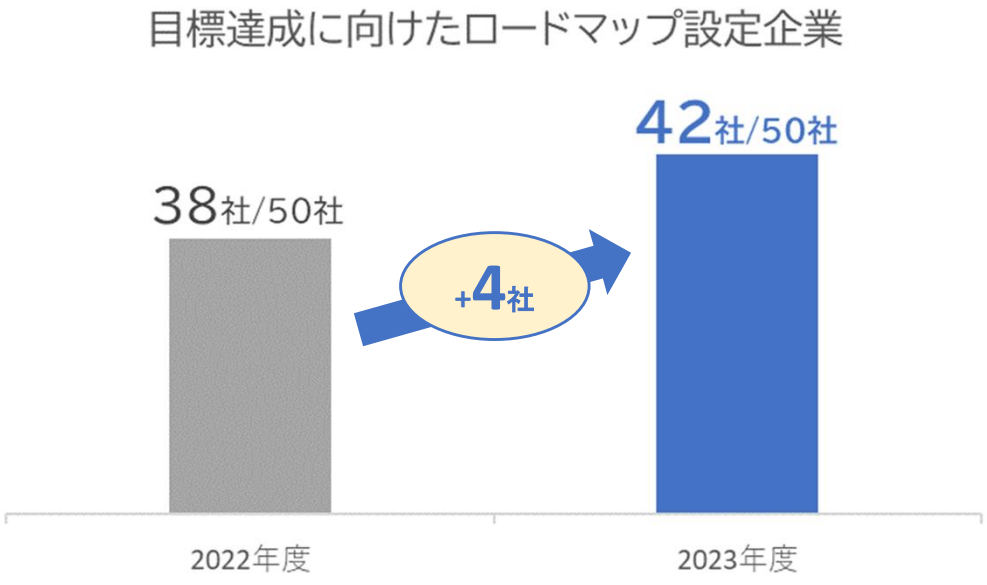

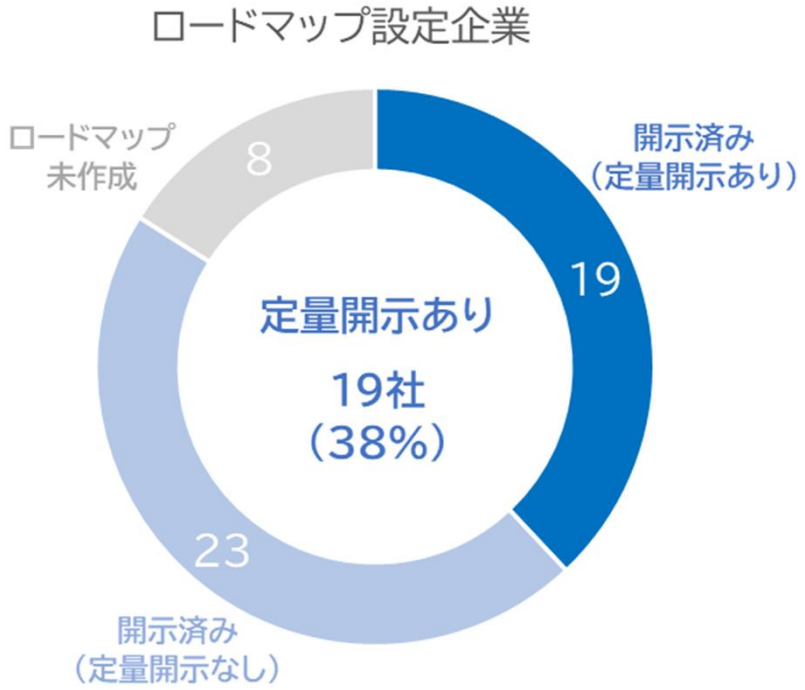

投融資先の一定の進展を確認

ロードマップの中身は課題あり

【ESG重点対話テーマ①：気候変動】

エンゲージメント実施結果（ロードマップ設定）

【参考】当社が望ましいと考える開示事例

（海運セクターA社の開示事例）

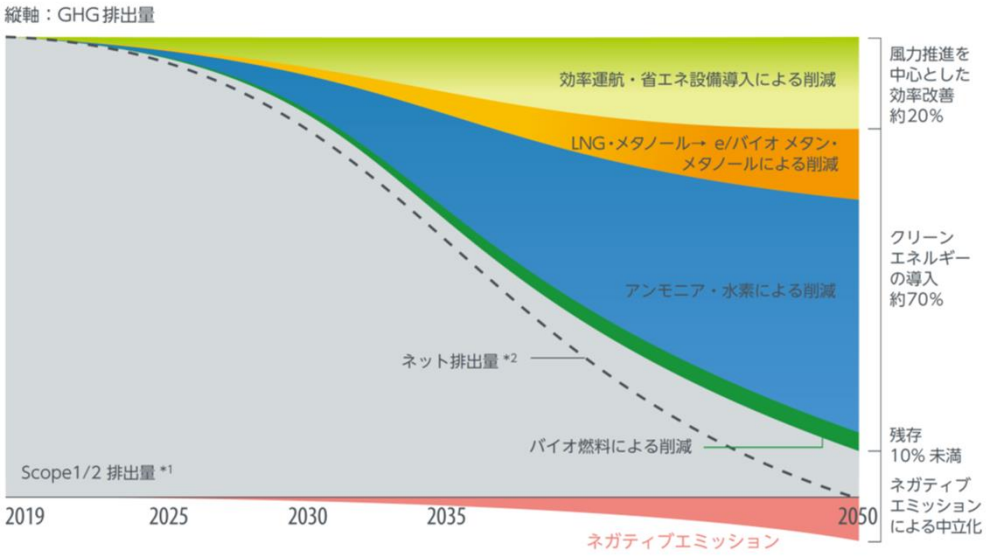

（鉄鋼セクターB社の開示事例）

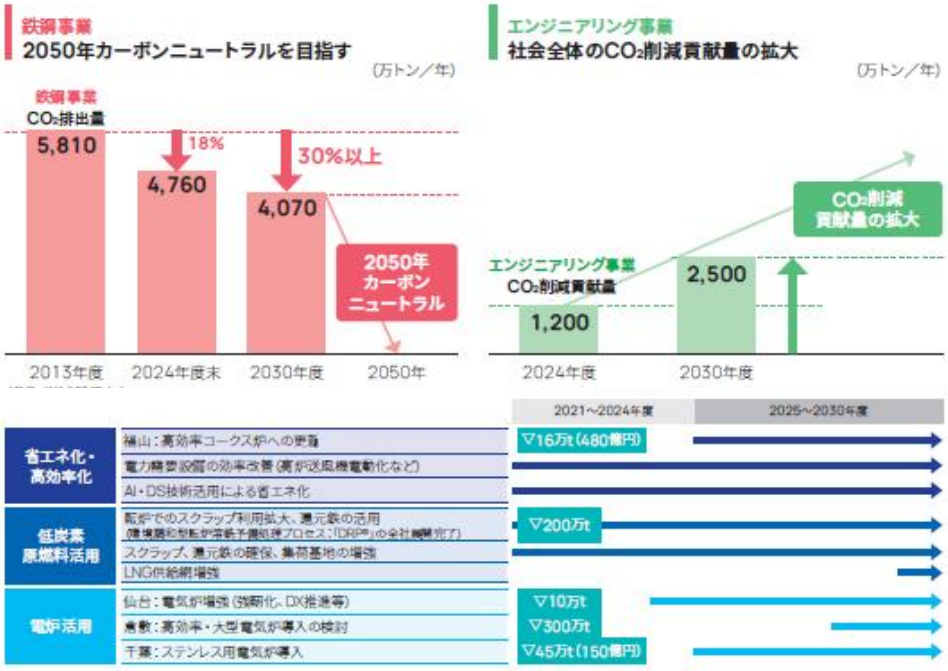

（太陽生命の視点）

○2050年カーボンニュートラル達成時の各取組み施策の削減貢献度を定量的に開示

○2030年、2035年など節目の時期における各取組み施策の削減貢献イメージを開示

（太陽生命の視点）

○各取組み施策の削減貢献度を定量的に開示

○自社排出量削減ロードマップと自社以外への削減貢献ロードマップをそれぞれ策定

【ESG重点対話テーマ①：気候変動】

エンゲージメント実施結果（TCFD開示）

・当社は、TCFDに基づき、気候変動に関する財務情報開示が行われることが望ましいと考えています。
・CO2排出量上位50社のうち、TCFDへの賛同企業は49社となり、前年から改善を確認しました。
・一方で、TCFDで推奨されている定量的な分析結果の開示（気候変動関連リスク・機会の財務的影響）を行った企業は、50社中16社となりました。

対話先の状況（CO2排出量上位50社）

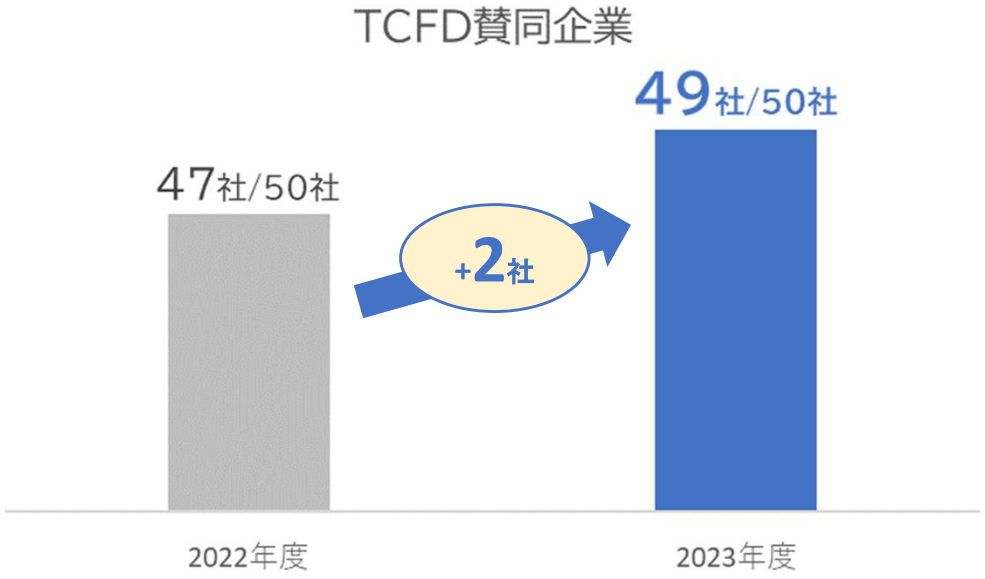

投融資先の一定の進展を確認

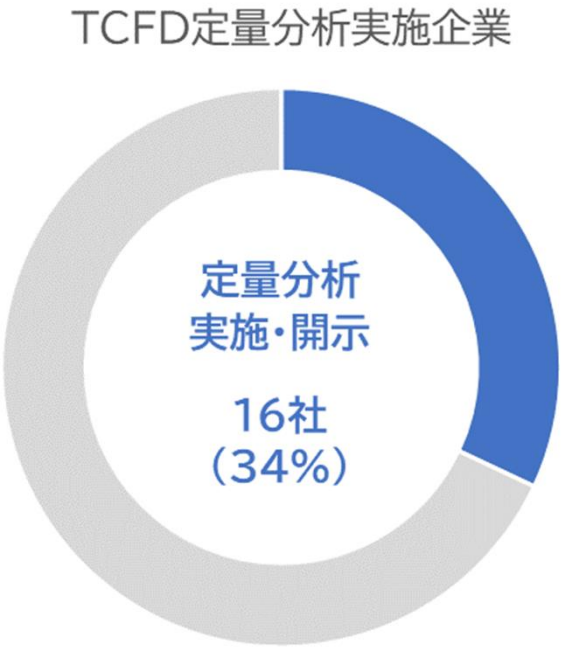

定量的な分析実施・開示は課題あり

【ESG重点対話テーマ①：気候変動】

エンゲージメント実施結果（TCFD開示）

【参考】当社が望ましいと考える開示事例

（海運セクターC社の開示事例）

シナリオ分析で抽出されたリスク・機会（特にインパクトが大きいと想定される項目）

1.5℃シナリオで想定される損益変動要因（2050年時点）

海上荷動きの変動	炭素税の導入	燃料費の変動
▲100億円	▲2,700億円※	+400億円

※2050年まで全船にて石油燃料を使い続けた場合の金額インパクト

「環境ビジョン2.2」で掲げる移行計画の中の具体的な対応策とその経常利益へのインパクト（2050年時点）

クリーン代替燃料の導入 排出削減による炭素税インパクト緩和	低・脱炭素事業拡大 洋上風力発電関連、アンモニア・水素輸送など	コスト上昇分の運賃への反映	省エネ技術の導入効率運行の深度化
+1,200億円	+300億円	+1,100億円	+更なる損益改善を図る

（電力セクターD社の開示事例）

1.5℃シナリオ　供給面

IEA「World Energy Outlook 2022」によると、世界の非化石電源比率は、2050年に向けて大きく拡大していくと予測されています。日本においては、再生可能エネルギーに最優先で取り組む方針が第6次エネルギー基本計画で示され、2030年度における非化石電源比率は59%程度とされています。また、GX実現に向けた基本方針では、安定供給とカーボンニュートラル実現の両立に向け、原子力の活用や水素・アンモニアの導入促進に取り組むとされています。

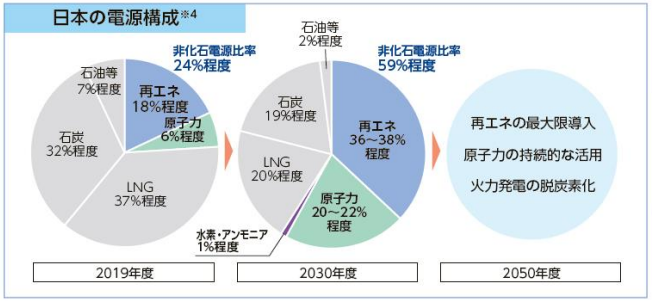

当社事業への主な影響要因

- 温室効果ガス排出規制強化
- 非化石電源ニーズの高まり
- 火力発電の高効率化・脱炭素化ニーズの高まり
- 脱炭素技術への投資拡大
- 技術進展に伴う再生可能エネルギーの導入加速

※4「第6次エネルギー基本計画」等を参照して当社作成。

【気候変動関連リスク・機会の主な財務影響】　■：リスク　■：機会

1 温室効果ガスを削減しなかった場合のコスト増※5 1,310億円程度／年	2 島根2号機稼働に伴うCO_2削減によるコスト減※5 470億円程度／年	3 島根3号機稼働に伴うCO_2削減によるコスト減※5 790億円程度／年	4 島根2号機稼働による燃料費低減メリット※6 740億円程度／年
5 金利が0.1%変動した場合の支払利息影響※7 5億円程度／年	6 電化率の伸びにより販売電力量が1%増加した場合の電気料金収入増※7 100億円程度／年	7 豪雨災害被害額※8（2018年7月 豪雨災害影響） 37億円程度	8 出水減に伴う原料費への影響※8（2022年度実績） 出水率1%あたり 6億円程度

（太陽生命の視点）
〇シナリオ毎の影響度（リスク・機会）を開示
〇利益に対する影響度を定量的に開示

（太陽生命の視点）
〇シナリオ毎の前提条件を詳細に説明
〇利益に対する影響度を定量的に開示

【ESG重点対話テーマ②：人的資本・ダイバーシティ】

エンゲージメント実施結果（女性取締役・女性管理職）

・当社は、グローバル化による競争の激化や、多様化する顧客ニーズやリスクに対応し、投資先企業が中長期的に企業価値を高めていくためには、多様性のある組織に転換していく必要があると考えております。
・こうしたなか、対象企業50社のうち、女性取締役を選任済みの企業は、50社中49社となりました。
・また、女性管理職目標を設定・開示している企業は、50社中45社となりました。

対話先の状況

女性取締役選任済み企業

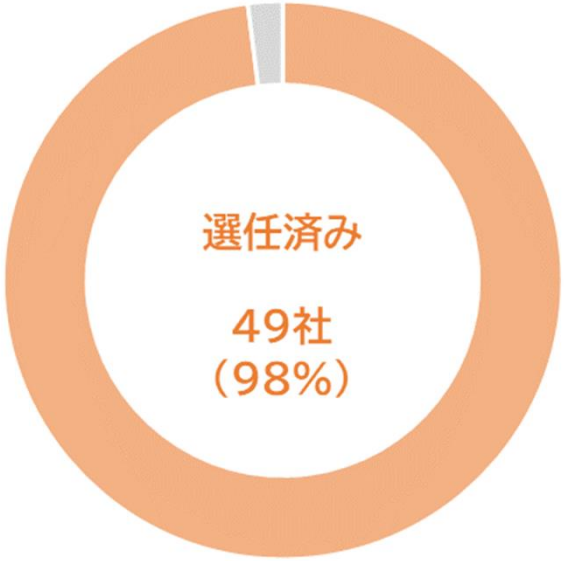

女性管理職目標設定企業

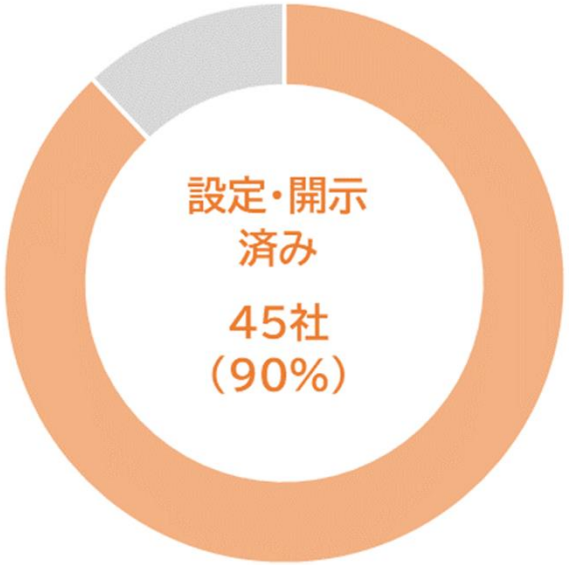

女性取締役・女性管理職への登用など投融資先の一定の対応を確認

エンゲージメント実施結果（人権対応）

・当社は、「T＆D保険グループ人権方針」に基づき、すべてのステークホルダーの人権を尊重した事業活動を推進しており、投融資先企業に対しても人権尊重に向けた取組みを推進することが、企業価値の維持・向上につながると考えています。
・こうしたなか、対象企業50社のうち、人権方針を策定・開示済みの企業は、50社中42社となりました。
・また、人権デューデリジェンスの実施状況について開示している企業は、50社中40社となりました。

対話先の状況

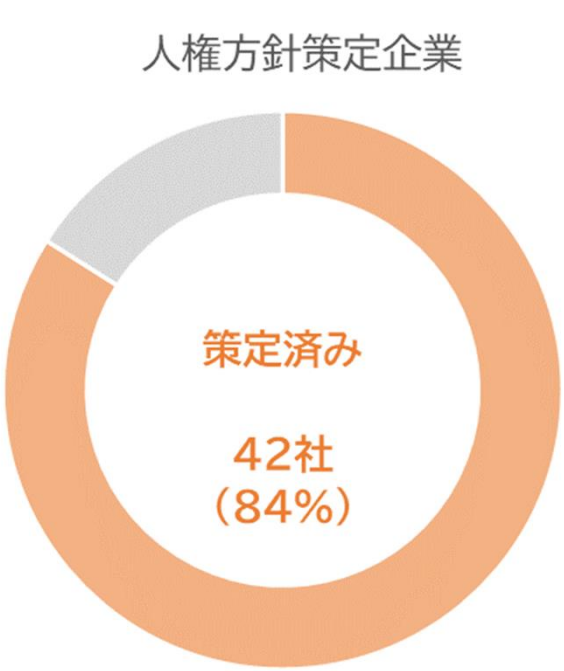

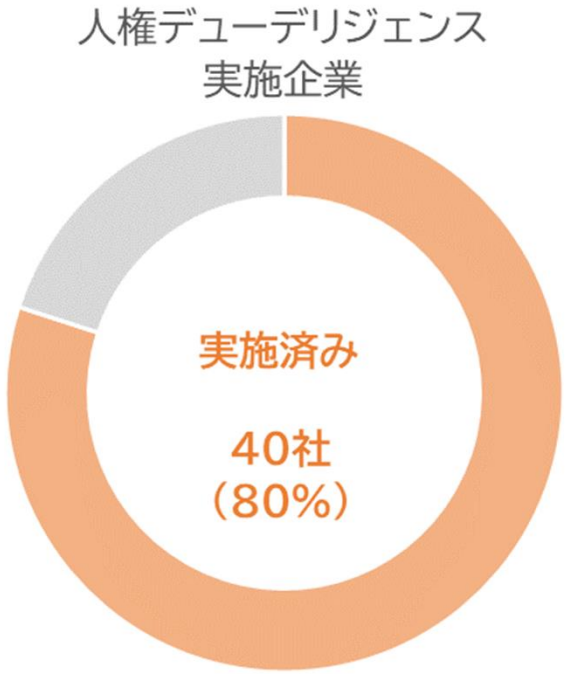

人権デューデリジェンスをはじめ投融資先の一定の対応を確認

【ESG重点対話テーマ③：自然資本・生物多様性】

エンゲージメント実施結果（TNFD開示）

・当社は、世界的な生物多様性・自然資本への関心の高まりを踏まえ、生物多様性の保全に向けた投融資先の取組みや、課題認識、今後の取組みの方向性について確認しました。
・こうしたなか、対象企業50社のうち、TNFDへの賛同企業は50社中12社となりました（対話実施時点）。
・また、TNFDにおいて求められるLEAPアプローチにもとづく影響度・依存度の評価を実施・開示している企業は、50社中3社となりました。

対話先の状況

TNFD賛同企業

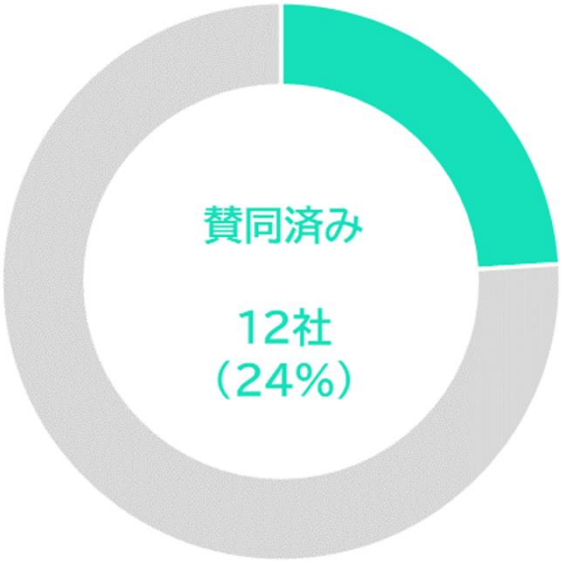

影響度・依存度の評価
実施企業

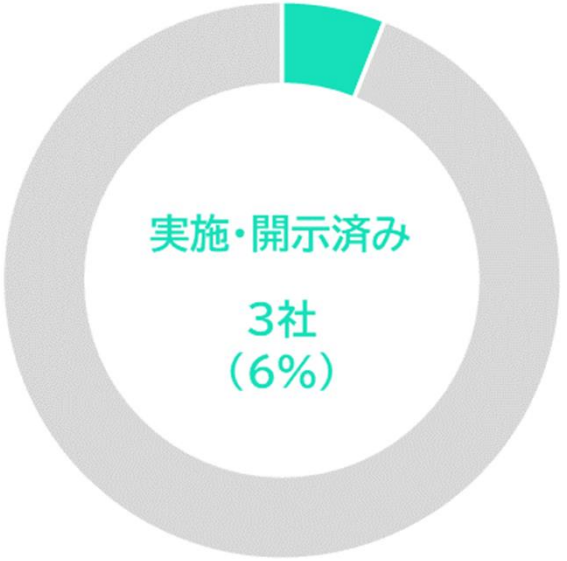

TNFDへの対応をはじめ、投融資先の今後の取組みを注視していく必要がある

議決権行使の考え方

・議決権行使の判断にあたっては、社内基準に基づき、個々の案件について精査を実施します。また、財務情報等による形式的な判断基準にとどまらず、非財務情報や対話を通じた当該企業との相互理解を重視し、適切に議決権行使を行います。
・また議決権行使をはじめとするスチュワードシップ活動を行うにあたっては、利益相反が生じうる局面を特定し、管理方針を定め、利益相反を適切に管理します。
・議決権行使の判断基準については、議決権行使の考え方・プロセスとあわせ、その内容を定め、公表します。

議決権行使の基本的な考え方

・当社は、責任投資原則（PRI）および日本版スチュワードシップ・コードの趣旨に則り、責任ある機関投資家として、議決権を行使します。

・議決権行使にあたっては、日常的に投資先企業と建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことにより当該企業の持続的な成長を促すとともに、財務情報等の形式的な判断基準にとどまらず、環境・社会・企業統治（ESG）等の非財務情報も踏まえ、賛否を判断するよう努めます。

・また、賛否の判断にあたっては、議決権行使の適切性を確保するため議決権行使の判断基準を定め、一定の基準に抵触する議案については、対話を通じても改善の見込みが無い場合に原則反対とするなど、厳正な判断を行っています。

スチュワードシップ活動における利益相反管理方針

・議決権行使の判断および実施部署を融資や法人営業を行う部門から独立した部署とします。

・議決権行使にあたっては、「議決権行使検証専門委員会」が判断の妥当性について利益相反防止の観点から検証を実施します。「議決権行使検証専門委員会」は、法務コンプライアンス部担当役員を委員長とし、社外委員を含む構成とします。

・議決権行使の状況は、取締役会等で確認を行い、経営陣自らが取組みを推進します。

議決権行使の考え方（議決権行使の判断基準）

議決権行使の判断基準

（A）当該企業の全議案について個別精査を実施する事項

主な項目	事由
全般	・監査報告書において、財務諸表の適正性に対する疑問、継続企業の前提に対する疑義の存在が認められた場合 ・上場企業の定時株主総会において監査法人の意見表明がなされていない場合 ・当該企業が公序良俗に反する行為、または環境破壊等の反社会的行為を行った場合 ・当該会社の企業統治上の問題に発展する可能性がある報道がなされている場合

（B）個別議案ごとに精査する事項

主な項目	事由
剰余金処分案	・株主配当が不十分もしくは過大である場合
取締役選任	・上場企業において社外取締役が一定数以上選任されていない場合 ・上場企業において社外取締役の独立性、取締役会への出席率に問題がある場合 ・取締役の員数が増加している場合 ・業績不振企業における取締役再任の場合 ・株主配当が不十分もしくは過大な企業における取締役再任の場合 ・上場企業においてROEが一定水準を下回る場合 ・東証プライム市場上場企業において女性取締役が一定数以上選任されていない場合
監査役・会計監査人選任	・黒字にも関わらず無配の場合の監査役再任 ・上場企業において社外監査役の独立性、監査役会および取締役会への出席率に問題がある場合

（B）個別議案ごとに精査する事項

主な項目	事由
監査役・会計監査人選任	・監査役・会計監査人の監査報告書に問題がある場合 ・監査役・会計監査人が職務の厳正な遂行の結果として辞任した可能性がある場合 ・上場企業において社外監査役が一定数以上選任されていない場合
退職慰労金	・業績不振企業における退職慰労金の支給 ・株主配当が不十分もしくは過大な企業における退職慰労金の支給 ・上場企業においてROEが一定水準を下回る場合 ・上場企業において、個別の支給額または支給総額の開示がない場合 ・社外取締役、監査役に対して支給される場合
役員報酬枠・役員賞与	・報酬枠引き上げの場合 ・業績不振企業における役員賞与の支給 ・株主配当が不十分もしくは過大な企業における役員賞与の支給
株式報酬・新株予約権	・株式報酬・新株予約権等の付与がある場合
買収防衛策	・導入、継続を行う場合
計算書類承認	・計算書類の妥当性に懸念がある場合
通常決議以外	・通常決議以外（特別決議・特殊決議）の場合
その他提案	・株主利益を毀損する懸念がある場合等
株主提案	・株主提案である場合

議決権行使の考え方（議決権行使プロセス）

議決権行使のプロセス

① 投資先企業のESG 等への取組み状況や議案内容を確認し、議決権行使の判断基準にもとづき、精査対象とする議案の選別を行います。

② 精査対象となった議案については、全件個別精査を実施し、必要に応じて当該企業と対話を行ったうえで、賛成・反対の判断を行います。特に、コーポレートガバナンスに問題がある議案や株主利益を毀損する議案等については、原則として反対としています。

③ 精査を行った議案については、議決権行使検証専門委員会により、その判断の妥当性を検証します。特に、重要性の高い議案は賛成・反対を判断する前に事前検証を行います。

④ なお、上記議決権行使の判断基準における精査対象に該当しない議案については原則として賛成としています。

＜プロセスのフロー図＞

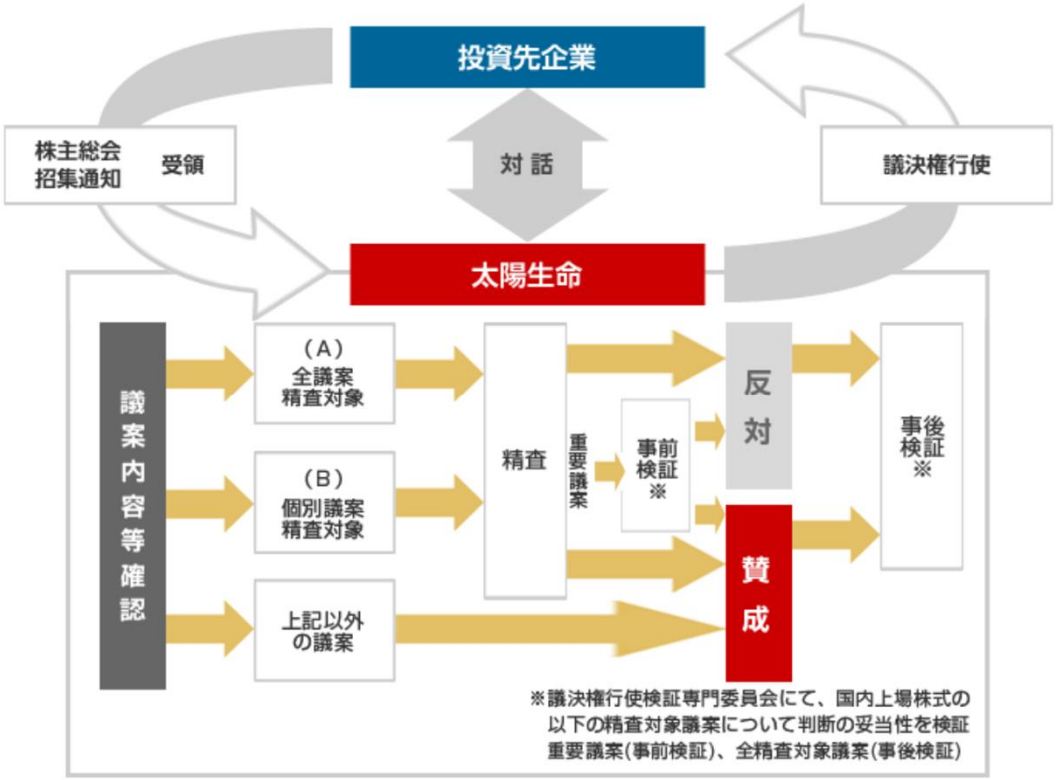

議決権行使の考え方（議決権行使の検証体制）

・議決権行使にあたっては、「議決権行使検証専門委員会」が判断の妥当性について利益相反防止の観点から検証を実施します。「議決権行使検証専門委員会」は、法務コンプライアンス部担当役員を委員長とし、社外委員を含む構成とします。
・本専門委員会における検証結果については、取締役会への報告を行っています。

議決権行使検証専門委員会の開催

Plan

［開催］議決権行使の方針（議決権行使判断基準の確認）
- 6月より本格化する株主総会に向けて、規程に定める判断基準の妥当性等について、社会情勢の変化等も踏まえ確認を行います。
- 必要に応じて、判断基準の改正等について審議します。

Do

議決権行使の実施
- 議決権行使の所管部（証券運用部）による判断・実行

［開催］事前検証
- 一定の要件を満たした「重要議案」は、議決権行使検証専門委員会において判断の妥当性に問題がないか、事前検証を実施します。

Check

［開催］議決権行使結果の事後検証
- 株主総会議案について、精査を行った全議案を対象に、判断の妥当性に問題がないか、四半期ごとに総括的検証を実施します。
- 検証結果については、取締役会に報告を行います。

Action

［開催］議決権行使判断基準の見直し
- 議決権行使結果の検証等を踏まえ、必要に応じて議決権行使判断基準の見直しを行います。

【議決権行使検証専門委員会の運営イメージ】

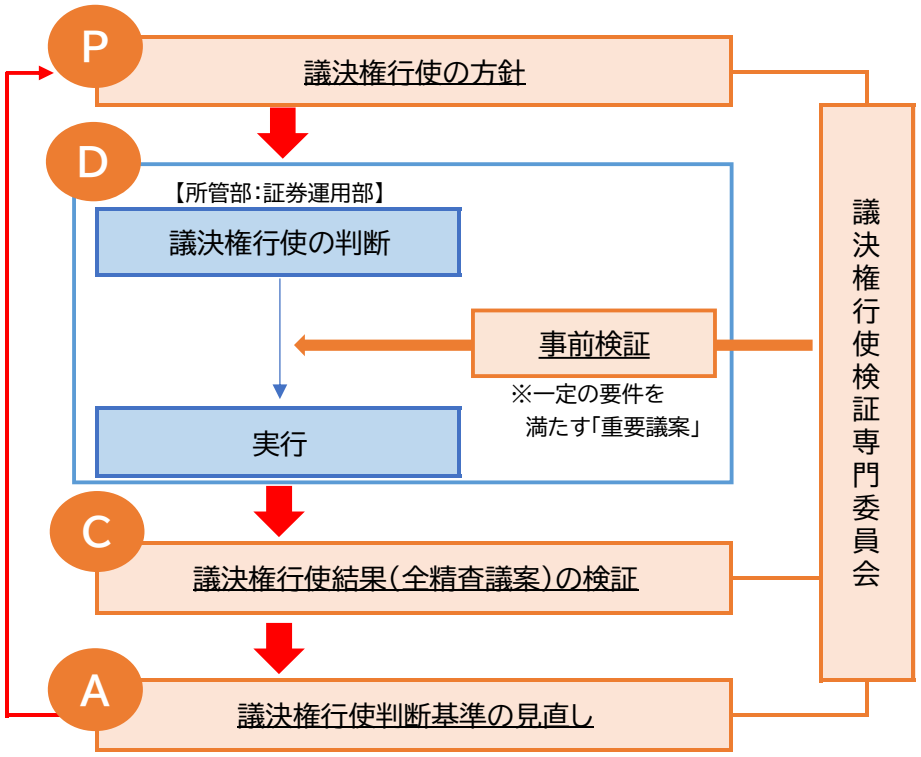

議決権行使結果

・議決権行使の判断基準にもとづき、必要に応じて議決権行使検証専門委員会による検証を実施のうえ、適切に議決権行使を実施しました。
・2023年7月～2024年6月における、国内上場投資先に対する議決権行使結果概要は、以下のとおりです。

議決権行使結果概要（会社提案）

	企業数	議案数
対象	46社	146議案
行使	46社	145議案
精査	29社	44議案
対話	24社	35議案
反対	1社	1議案
（反対率）	（2.2%）	（0.7%）

議案種類別集計表

議案分類	賛成	反対	棄権	白紙委任	議案総数
1. 会社提案	144	1	1	0	146
A. 剰余金処分	34	0	0	0	34
B. 取締役選任	58	1	1	0	60
C. 監査役選任	31	0	0	0	31
D. 定款一部変更	8	0	0	0	8
E. 退職慰労金支給	0	0	0	0	0
F. 役員報酬	12	0	0	0	12
G. 会計監査人選任	0	0	0	0	0
H. 再構築関連	0	0	0	0	0
I. その他の会社提案	1	0	0	0	1
（うち買収防衛策）	1	0	0	0	1
2. 株主提案	0	11	0	0	11
合計	144	12	1	0	157

スチュワードシップ活動（自己評価）

原則		実施状況	自己評価
原則1	方針の策定・公表	・2020年3月の日本版スチュワードシップ・コード再改訂をふまえた当社方針を策定し、当社ホームページに開示しています。 ・原則1における当社方針では、<スチュワードシップ責任を果たすための方針>の明確化を行い、適切にスチュワードシップ活動に取り組んでいます。 ・外部運用機関に対しては、スチュワードシップ活動状況について定期的にモニタリングを実施し、適切なスチュワードシップ活動を促しています。	・日本版スチュワードシップ・コード再改訂の趣旨をふまえた当社方針の策定等適切に対応できているものと考えています。 ・今後も、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たしていくため、当社方針については、適宜見直しを実施していきます。 ・外部運用機関に対しても、適切なスチュワードシップ活動の推進を図ることができたと考えます。
原則2	利益相反	・議決権行使の判断・実施部署を、融資や法人営業部門から独立した投資判断部署である証券運用部としています。 ・2023年7月～2024年6月までに実施した議決権行使については、社外委員2名を含む「議決権行使検証専門委員会」による検証を実施し、議決権行使の状況を2024年7月の取締役会にて確認しています。	・スチュワードシップ活動における利益相反管理方針を明確化し、当社方針にもとづき、議決権行使について議決権行使検証専門委員会による検証を行うなど、適切に対応できているものと考えています。 ・今後も、スチュワードシップ責任を適切に果たしていくため、利益相反管理を徹底していきます。
原則3	投資先企業の状況把握	・環境・社会・企業統治（ESG）の課題を考慮した投資に関する基準を設定し、投資先企業の評価を行っています。 ・また、投資先における不祥事等について一元管理を実施するなど、ESGの課題をふまえたモニタリングを実施し、投資分析と意思決定プロセスにESGの課題を組み込んでいます。 ・特に気候変動に関する課題に対しては、投資先の温室効果ガス削減に向けた目標設定状況や取組み状況について確認を行いました。	・当社は、2007年国内生保初のPRI（国連責任投資原則）署名機関として、ESGの課題を含めた投資先企業の状況について的確に把握したうえで、ESGの課題を投資プロセスに組み入れた資産運用を行うなど、適切な対応ができているものと考えます。 ・近年は、気候変動に対する対応をはじめ、企業に求められるESG課題への対応は多様化しており、当社も社会情勢の変化をふまえ、様々な視点から投資先企業の状況把握に努めていきます。

スチュワードシップ活動（自己評価）

原則		実施状況	自己評価
原則4	投資先企業との対話	・2023年7月から2024年6月において、国内上場株式投資先のべ64社、国内事業債投資先・融資先のべ259社との対話を実施しました。 ・対話にあたっては、サステナビリティに関する課題もふまえ、ESG課題や経営戦略など幅広いテーマについて対話を実施しました。 ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組みを進めるべく、特に排出量が大きい投融資先50社を対象に、CO2排出量削減目標の設定状況、その達成に向けたロードマップの策定状況や取組みの成果・課題等について、原則対面にて現状把握・意見交換を行いました。 ・また、「気候変動」に加え、「人的資本・ダイバーシティ」、「自然資本・生物多様性」についても、ESG重点対話テーマとして設定し、現状把握・意見交換に努めました。 ・投資先企業においてESGの課題等に懸念が発生した場合には、当該企業に説明を求め、問題の改善を促すなどの取組みも行っています。 ・当社の対話の目的や着眼点を理解いただくため、対話の基本的な考え方やアプローチ、対話事例等の実施状況について、当社ホームページに公開しています。 ・なお、「Climate Action100+」「spring」「Advance」をはじめとする協働エンゲージメントを行うイニシアティブに参画するとともに、生命保険協会での活動を通じて協働エンゲージメントを実施するなど、他の機関投資家との協働にも取り組んでいます。	・当社は、ESG等サステナビリティに関する課題を認識した投資先企業に対し、認識の共有を図ることが重要なスチュワードシップ活動であるとの認識のもと、積極的な対話を行うことにより、投資先企業の問題の改善に貢献することができたものと考えています。 ・また、T&D保険グループとして掲げる投融資先のCO2排出量削減中間目標（2030年度までに2020年度比▲50%削減）の達成に向けては、2024年3月末時点で2020年度比▲51.6%削減となり、CO2排出量の削減を図ることができていると認識しています。目標達成に向けては、引き続き投融資先との対話により、削減率の引き上げを行っていく必要があると考えています。 ・加えて、投融資先の持続的な成長に向けて、機関投資家として貢献すべく、ESG課題や経営戦略など幅広いテーマについて対話を実施していく必要があると考えています。 ・なお、対話は、当社側からの一方通行ではなく、投資先企業の状況も理解しつつ、双方の認識を共有したうえで、建設的に取り組んでいくことが重要であると考えており、当社としても投資先企業やその事業環境等についての理解も一層深めていくことで、より投資先企業の成長に資する対話を行っていけるよう努めていきます。

スチュワードシップ活動（自己評価）

原則		実施状況	自己評価
原則5	議決権行使方針	・当社は、2023年7月から2024年6月に開催された株主総会において、議決権行使の対象となった国内上場企業の157議案（46社）に対し適切に議決権を行使しました。 ・議決権行使にあたっては、議決権行使の判断基準にもとづき、55議案（29社）を精査し、そのうち42議案（24社）に対し対話を実施したうえで、厳正に判断しました。その結果、反対の意思を表明した議案数は、12議案（4社）となりました。 ・「議決権行使の判断基準」、議決権行使結果を含む「対話および議決権行使の取組み」については、当社ホームページに公開し、当社の議決権行使の考え方について周知に努めています。 当社の考え方についてより理解いただくため、反対理由および「議決権行使の判断基準」にもとづき精査を行った議案の賛成理由についても公開しています。 ・また、タイムリーな情報開示を行うため、議決権行使結果については、四半期ごとに開示を行っています。	・議決権行使については、事前に定め公表している判断基準にもとづき適切に実施し、議決権行使検証専門委員会による検証も行っています。なお、単に形式的な数値基準等のみで判断するのではなく、対話を通じた認識の共有化を重視した判断を行っています。 ・議決権行使結果については、タイムリーな情報開示に努めるとともに、全議案について会社別・議案別の行使結果を開示し、賛否理由についても対外的に公開するなど、本原則に沿った適切な対応ができているものと考えます。 ・議決権行使における判断基準については、サステナビリティに関する課題等も含め、社会情勢をふまえた多角的、継続的な見直しが必要と認識しています。

スチュワードシップ活動（自己評価）

原則		実施状況	自己評価
原則6	顧客等に対する定期的な報告	・「対話および議決権行使の取組み」や本「各原則に対する当社方針の実施状況および自己評価」の当社ホームページや責任投資レポートの開示への公表を通じて、当社のスチュワードシップ活動状況について定期的に報告を行っています。 ・報告にあたっては、対話活動に関する開示内容の拡充・議決権行使結果の四半期ごとの開示など、透明性の向上・タイムリーな情報開示に努め、継続的な開示内容の充実を図っています。 ・また、「太陽生命の現状」等のディスクロージャー資料を通じても、当社の活動について定期的な報告を実施しています。	・当社は、ホームページ、ディスクロージャー資料等を活用して、お客さま等への適切な報告ができているものと考えます。 ・今後も、お客さまの視点に立ち、当社のスチュワードシップ活動をより理解いただくために、報告内容については継続的に見直しを行っていくことが重要であると認識しています。
原則7	対話・活動判断の実力具備	・スチュワードシップ活動を適切に行うため、主要な活動を行う証券運用部、利益相反を防止するためのけん制機能としての法務コンプライアンス部、活動全般を統括・モニタリングする運用企画部等による組織的な対応を行っています。 ・「スチュワードシップ基本方針」を取締役会が制定・改定し、スチュワードシップ活動に関する一層のガバナンス強化を行っています。 ・人材育成面では、e-ラーニング・セミナー等を活用し、スチュワードシップ活動に関する専門的知識の習得を図るとともに、四半期ごとに関連部門によるミーティングを実施するなど、定期的に知識・情報の共有を行っています。	・当社は、本原則の主旨をふまえ、スチュワードシップ活動を適切に行うための人材育成・体制整備ができていると考えます。 ・原則1～7における当社の活動状況および自己評価の結果についても、本報告により適切に公表されていると考えます。 ・投資先企業の事業環境や経営状況、サステナビリティ課題への対応状況などは、常に変化しており、これらに対する深い理解をもって当社が当該企業との対話等を行っていくには、不断の努力が欠かせないものと考えており、引き続き、社内の人材育成・体制強化に向けて取り組んでいく考えです。

責任投資方針 P. 4
- ・責任投資の基本的な考え方
- ・ESG投資方針
- ・責任投資推進体制(グループ体制)
- ・2023年度 責任投資取組方針

ESG投融資の推進 P. 9
- ・概要
- ・ESGテーマ投融資
- ・ESGインテグレーション
- ・ネガティブスクリーニング
- ・不動産への取組み

ESG投融資実績 P. 15
- ・ESGテーマ投融資実績
- ・投資表明案件一覧
- ・インパクトの測定

重点取組みテーマ P. 20
- ・気候変動
- ・人的資本・ダイバーシティ
- ・自然資本・生物多様性

スチュワードシップ活動 P. 29
- ・スチュワードシップ活動方針
- ・エンゲージメントの考え方
- ・エンゲージメント実施結果
- ・議決権行使の考え方
- ・議決権行使結果
- ・自己評価

その他 P. 56
- ・協働・イニシアティブへの参画
- ・PRIアセスメント評価
- ・2024年度 責任投資取組方針

協働・イニシアティブへの参画

イニシアティブへの参画状況

テーマ		イニシアティブ	概要
ESG全般		「PRI」 Signatory of: PRI Principles for Responsible Investment	・2005年に当時の国連事務総長であったコフィー・アナン氏が金融業界に対して提唱した原則。 ・2007年3月に、日本の生命保険会社として初の参画を表明。
		新規 「インパクトコンソーシアム」	・インパクト創出に向けた投資指標や事例、対話・支援手法等の知見・課題について幅広く議論を行い、国内外のネットワークとの協働・対話を図るイニシアティブ。 ・2024年1月に、参画を表明。
協働対話	気候変動	「ClimateAction100+」 Climate Action 100+	・機関投資家で協働し、温室効果ガス排出量の多い企業や政府に対し、排出量削減、情報開示強化等を求める対話を行うイニシアティブ。 ・2023年8月に、活動を支援する「Supporter（支援者）」として参画を表明。
	人権	「advance」 advance	・PRIが設立した社会課題・人権に関する協働エンゲージメントを行う国際イニシアティブ。 ・2022年9月に、活動を支援する「Endorser（賛同者）」として参画を表明。
	生物多様性	新規 「spring」 spring	・PRIが設立した生物多様性に関する協働エンゲージメントを行う国際イニシアティブ。 ・2024年1月に、活動を支援する「Endorser（賛同者）」として参画を表明。

PRIアセスメント評価

・2023年12月に、PRIより2022年度の活動報告の評価を受領しました。
・2022年度の当社評価の概要は、下表のとおり（評価は1～5の5段階。数字が大きいほど高評価）です。
・今後も、PRIアセスメント評価結果も踏まえつつ、PDCAサイクルをまわし、責任投資の取組みの高度化をより一層進めてまいります。

PRIアセスメント評価（2022年度）

項目		評価結果	署名機関 中央値
ポリシー・ガバナンス・戦略	責任投資やスチュワードシップ活動における・ガバナンスおよび戦略等	★★★★（4つ星）	★★★（3つ星）
報告内容の信頼性	報告データのレビュー、第三者認証等	★★★★★（5つ星）	★★★★（4つ星）

2024年度 責任投資取組方針

【基本方針】ESG投融資、スチュワードシップ活動を軸とした取組みの推進を図る

ESG投融資
・一定の収益を確保したうえで、持続可能な社会の実現に貢献できるESGテーマ投融資の拡大を図る。 **＜ESGテーマ投融資目安＞**200億円 【主な新規・強化施策】 ・対話結果のインテグレーションへの活用 ・ネガティブスクリーニングの強化 ・CO2排出量削減目標の引き上げ ・環境面および社会面のインパクト計測

×

スチュワードシップ活動	
対話	・CO2削減に向けた対話実施 対話対象：排出量上位50社 ・サステナビリティ課題に関する対話の実施・進捗管理 **＜重点サステナビリティ課題＞** **「気候変動」** **「社会・人権」** **「生物多様性」** ・当社取組みのフィードバック強化
議決権行使	・適切な議決権行使の実施 ・議決権行使検証専門委員会での検証の実施

情報開示	・責任投資レポート・HP等を通じた、当社取組みの周知 ・重点サステナビリティ課題に関する情報開示の拡充
体制整備	・社会情勢の変化を踏まえたテーマでの教育（研修・e-ラーニング等）実施 ・PRI評価向上に向けた、施策・体制整備の実施 **＜主な対応施策＞人権に関する投融資の考え方の策定・開示**